

始良中央地区合併協議会

第24回会議



夫婦イチョウ



酔つぽ畑と桜島

平成16年5月13日(木) 午後1時30分
国分シビックセンター多目的ホール

1	開 会	
2	会長あいさつ	
3	諸般の報告	P1
4	議 事	
	（報告事項）	
(1)	報告第14号－6 議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議の経過及び結果について	P2～4
(2)	報告第16号 平成15年度始良中央地区合併協議会決算報告について	P5～25
	（議決事項）	
(3)	議案第4号 平成16年度始良中央地区合併協議会補正予算（第1号）について	P26～30
	（継続協議事項）	（第22回資料）
(4)	協議第38号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目9）	
	（前回提案された事項）	（第23回資料）
(5)	協議第58号 その他事業【選挙管理委員会関係事務】の取扱いについて （協定項目25－27－③）	
5	次回の協議事項について	
	（提案説明）	
(1)	協議第8号－2 議会議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目7）	P31～47
(2)	協議第59号 事務組織及び機構の取扱いについて（協定項目14）	P48～64
(3)	協議第60号 一部事務組合等の取扱いについて（協定項目15）	P65～81
(4)	協議第61号 その他事業【交通災害共済事業】の取扱いについて （協定項目25－27－④）	P82～87
(5)	協議第62号 その他事業【契約関係事務】の取扱いについて （協定項目25－27－⑥）	P88～99
(6)	協議第63号 補助金、交付金等の取扱いについて（協定項目18）	P100～110
6	その他	
	・今後の協議予定について	P111
	・次回の会議日程等について	
7	閉 会	

第25回協議会は、5月27日（木）午後1時30分から国分シビックセンター多目的ホールで開催いたします。

諸 般 の 報 告（協議会の行事や事務局の動き） 第24回協議会

期 日	内 容	備 考
4月21日（水）	第23回協議会13:30多目的ホール 第16回議会議員の定数及び任期検討小委員会10:00多目的ホール 総務課長会13：30国分市	総務班 調整班
4月22日（木）	財政分科会13：30国分市 耕地分科会14：00横川町	調整班
4月23日（金）	人事分科会 9：30国分市 電算分科会10：00国分市 林業分科会13：00福山町 社会教育分科会13：30溝辺町 農業委員会分科会14：00横川町	調整班
4月26日（月）	観光分科会 9：00牧園町 水道分科会13：30霧島町 消防防災分科会13：30国分市 農業分科会13：30溝辺町	調整班
4月27日（火）	総務専門部会10：00国分市 住宅・建築分科会15：00国分市 総務専門部会、分科会合同会議13：30国分市 財産管理分科会13：30国分市	調整班
4月28日（水）	平成15年度決算審査 9：30国分市 環境保全分科会 9：30霧島町 下水道組合分科会 9：30国分市 介護保険分科会13：30横川町 児童福祉分科会13：30隼人町 健康分科会13：30国分市 学校教育分科会13：30隼人町	調整班
4月30日（金）	人事分科会 9：30国分市 住民専門部会（国民年金・環境保全）13：30	調整班
5月6日（木）	第24回幹事会13:30多目的ホール 観光分科会 9：30牧園町	総務班 調整班
5月7日（金）	商工分科会13：00国分市 財政分科会13：30国分市 総務専門部会、分科会、公民館連協長合同会議13：30国分市 耕地分科会14：00横川町	調整班
5月10日（月）	水道分科会13：30福山町	調整班
5月11日（火）	住民専門部会(国保Cランク)10：00隼人町 男女共同参画分科会13：30国分市 社会教育分科会13：30溝辺町 住民専門部会(税Cランク)13：30隼人町	調整班
5月12日（水）	観光分科会 9：00牧園町 消防防災分科会 9：30国分市 幼稚園分科会13：30牧園町 社会体育分科会13：30隼人町 住宅建築分科会13：30国分市 環境保全分科会14：00霧島町	調整班
5月13日（木）	第24回協議会13：30多目的ホール 財政分科会10：00国分市	総務班 調整班

<今後の予定>

5月14日（金）	商工分科会13：00国分市 財政専門部会13：30国分市	調整班
5月17日（月）	社会教育分科会13：30溝辺町 環境保全分科会14：00霧島町	調整班
5月18日（火）	養護施設分科会 9：30 専門部会長・分科会長合同会議（財政関係）13：00国分市 商工分科会13：00国分市	調整班 計画班
5月19日（水）	観光分科会 9：30牧園町 耕地分科会14：00横川町 社会体育分科会13：30隼人町 住宅建築分科会13：30国分市	調整班
5月20日（木）	第25回幹事会13：30多目的ホール	総務班
5月21日（金）	人事分科会13：30国分市	調整班
5月24日（月）	社会教育分科会13：30溝辺町	調整班
5月25日（火）	社会体育分科会13：30隼人町	調整班
5月26日（水）	観光分科会 9：00牧園町 環境保全分科会14：00霧島町 住宅建築分科会13：30国分市	調整班
5月27日（木）	第25回協議会13：30多目的ホール	総務班

議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議の経過及び結果について

議会議員の定数及び任期検討小委員会の第16回会議を4月21日に開催したので、議会議員の定数及び任期検討小委員会設置規程第7条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

平成16年5月13日提出

始良中央地区合併協議会
議会議員の定数及び任期検討小委員会
委員長 原 田 統 之 介

記

別紙、議会議員の定数及び任期検討小委員会協議報告書のとおり

第16回議会議員の定数及び任期検討小委員会協議報告書

開催日時：平成16年4月21日（水） 午前10時00分～午後12時00分

開催場所：国分シビックセンター 2F 多目的ホール

出席委員：西村委員、西委員、笹峯委員、東麻生原委員

東鶴委員、池田委員、大庭委員、浦野委員、宮田委員

永田委員、川東委員、岩崎委員、原田委員

徳田委員、今吉委員

欠席委員：なし

1. 議会議員の定数及び任期について

① 新市の議会の議員の定数は34人とする。

② ただし、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間（4年間）に限り、新市の議会の議員の定数は48人とする。

また、選挙区については、関係市町村の区域ごとに設置し、各選挙区の議員の定数は次のとおりとする。

本来の定数34名を人口割し、それに人口の少ない町の意見を反映させることに配慮し、各市町にそれぞれさらに2名ずつ均等に割振る。

・国分市の区域	16人	・溝辺町の区域	4人
・横川町の区域	3人	・牧園町の区域	5人
・霧島町の区域	4人	・隼人町の区域	12人
・福山町の区域	4人		

なお、特例適用後の一般選挙からは、選挙区は設置しない。

定数特例を適用する主な理由といたしましては、

- ・ 合併をして新市が誕生するので選挙をすべき。
- ・ 今後のまちづくりの考えを聞いて議員を選ぶのが、本来のやり方である。
- ・ 始良中央地区1市6町新市将来構想住民アンケート調査結果では53%の方が即選挙を望んでいる。
- ・ 四役も辞めるので、議員も選挙をすべき。
- ・ 住民には新しい市の議員を選ぶ権利がある。等がございました。

以上報告いたします。

平成 16 年 5 月 13 日

始良中央地区合併協議会
議会議員の定数及び任期検討小委員会
委員長 原 田 統 之 介

平成 15 年度始良中央地区合併協議会決算報告について

平成 15 年度始良中央地区合併協議会決算を調整したので、決算審査意見書を添えて始良中央地区合併協議会財務規程第 9 条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

平成 16 年 5 月 13 日提出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴 丸 明 人

記

平成 15 年度始良中央地区合併協議会決算書のとおり

平成 1 5 年 度

始良中央地区合併協議会歳入歳出決算書
歳 入 歳 出 決 算 附 属 書

始良中央地区合併協議会

平成 1 5 年 度

始良中央地区合併協議会歳入歳出決算書

始良中央地区合併協議会

歳 入 の 部

平成15年度

始良中央地区合併協議会 歳入歳出決算書

歳 入

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 負 担 金		46,900,000	46,900,000	46,900,000	0	0	0
	1 負 担 金	46,900,000	46,900,000	46,900,000	0	0	0
2 諸 収 入		1,000	646	646	0	0	△ 354
	1 諸 収 入	1,000	646	646	0	0	△ 354
歳入合計		46,901,000	46,900,646	46,900,646	0	0	△ 354

歳 出 の 部

歳 出

(単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 会 議 費		10,087,000	9,869,924	0	217,076	217,076
	1 会 議 費	10,087,000	9,869,924	0	217,076	217,076
2 事 務 局 費		8,781,000	8,570,369	0	210,631	210,631
	1 事 務 局 費	8,781,000	8,570,369	0	210,631	210,631
3 事 業 費		27,533,000	27,320,640	0	212,360	212,360
	1 事 業 費	27,533,000	27,320,640	0	212,360	212,360
4 予 備 費		500,000	0	0	500,000	500,000
	1 予 備 費	500,000	0	0	500,000	500,000
歳出合計		46,901,000	45,760,933	0	1,140,067	1,140,067

歳 入 歳 出 差 引 残 額 1,139,713 円

平成16年3月31日

始良中央地区合併協議会 会長 鶴丸 明人

平成 1 5 年 度

始良中央地区合併協議会歳入歳出決算附属書

始良中央地区合併協議会

総括

平成15年度

始 良 中 央 地 区 合 併 協 議 会 歳 入 歳 出 決 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

歳 入 (単位:円)									
款	予 算 現 額				調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	備 考
	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業 費繰越財源充当額	計					
1 負 担 金	46,900,000	0	0	46,900,000	46,900,000	46,900,000	0	0	
2 諸 収 入	13,000	△ 12,000	0	1,000	646	646	0	0	
歳入合計	46,913,000	△ 12,000	0	46,901,000	46,900,646	46,900,646	0	0	

歳 出

(単位:円)

款	予 算 現 額					支出済額	翌年度繰越額		不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	継 続 費 及 び 繰 越 事 業 費 繰 越 額	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減	計		継 続 費 繰 越 通 次 繰 越	繰 越 明 許 費 事 故 繰 越 し		
1 会 議 費	12,691,000	△ 2,604,000	0	0	10,087,000	9,869,924	0	0	217,076	
2 事 務 局 費	9,670,000	△ 889,000	0	0	8,781,000	8,570,369	0	0	210,631	
3 事 業 費	24,052,000	3,481,000	0	0	27,533,000	27,320,640	0	0	212,360	
4 予 備 費	500,000	0	0	0	500,000	0	0	0	500,000	
歳出合計	46,913,000	△ 12,000	0	0	46,901,000	45,760,933	0	0	1,140,067	

歳

入

2 歳 入

(単位:円)

款	項	目	科 目 名	予 算 現 額						調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	備 考
				当初予算額	補正予算額	継 続 費 及 び 繰 越 事 業 費 繰越財源充当額	計	節						
								区 分	金 額					
1			負 担 金	46,900,000	0	0	46,900,000			46,900,000	46,900,000	0	0	
	1		負 担 金	46,900,000	0	0	46,900,000			46,900,000	46,900,000	0	0	
		1	負 担 金	46,900,000	0	0	46,900,000			46,900,000	46,900,000	0	0	
								1 負 担 金	46,900,000	46,900,000	46,900,000	0	0	
2			諸 収 入	13,000	△ 12,000	0	1,000			646	646	0	0	
	1		諸 収 入	13,000	△ 12,000	0	1,000			646	646	0	0	
		1	諸 収 入	13,000	△ 12,000	0	1,000			646	646	0	0	
								1 預 金 利 子	1,000	646	646	0	0	
			歳 入 合 計	46,913,000	△ 12,000	0	46,901,000		46,901,000	46,900,646	46,900,646	0	0	

歳 出

3 歳 出

(単位:円)

款	項	目	科 目 名	予 算 現 額					支出済額	翌年度繰越額		不用額	備 考		
				当初予算額	補正予算額	継続費及 繰越事業 費	予備費 支出増減	計		節				継続費 繰越	繰越明許費 事故繰越し
										区 分	金 額				
1			会 議 費	12,691,000	△ 2,604,000	0	0	10,087,000			9,869,924	0	0	217,076	
	1		会 議 費	12,691,000	△ 2,604,000	0	0	10,087,000			9,869,924	0	0	217,076	
		1	協 議 会 費	11,121,000	△ 1,357,000	0	0	9,764,000			9,589,924	0	0	174,076	
									1 報 酬	4,697,000	4,651,200	0	0	45,800	
									9 旅 費	2,995,000	2,918,500	0	0	76,500	
									1 1 需 用 費	451,000	450,200	0	0	800	
									1 3 委 託 料	613,000	612,430	0	0	570	
									1 4 使 用 料 及 び 賃 借 料	1,008,000	957,594	0	0	50,406	
	2	小 委 員 会 費	1,570,000	△ 1,247,000	0	0	323,000			280,000	0	0	43,000		
								1 報 酬	241,000	224,200		0	16,800		
								9 旅 費	59,000	55,800		0	3,200		
								1 1 需 用 費	23,000	0		0	23,000		
	2			事 務 局 費	9,670,000	△ 889,000	0	0	8,781,000			8,570,369	0	0	210,631
1		事 務 局 費	9,670,000	△ 889,000	0	0	8,781,000			8,570,369	0	0	210,631		
			9,670,000	△ 889,000	0	0	8,781,000			8,570,369	0	0	210,631		
								1 報 酬	21,000	15,300	0	0	5,700		
								7 賃 金	1,291,000	1,290,928	0	0	72		
								9 旅 費	266,000	223,640	0	0	42,360		
								1 1 需 用 費	2,556,000	2,486,325	0	0	69,675		
								1 2 役 務 費	562,000	500,525	0	0	61,475		
								1 4 使 用 料 及 び 賃 借 料	3,837,000	3,836,023	0	0	977		
								18備品購入費	76,000	75,987	0	0	13		
								19負担金補助 及 び 交 付 金	172,000	141,641	0	0	30,359		

(単位:円)

款	項	目	科 目 名	予 算 現 額						支出済額	翌年度繰越額		不用額	備 考		
				当初予算額	補正予算額	継続費及 繰越事業 費	及び 繰越事業 費	予備費 支出増減	計		節				継続費 繰越	繰越明許費 事故繰越し
											区 分	金 額				
3	1	1	事業費	24,052,000	3,481,000	0	0	27,533,000			27,320,640	0	0	212,360		
			事業費	24,052,000	3,481,000	0	0	27,533,000			27,320,640	0	0	212,360		
			新市まちづくり 計画費	10,500,000	500,000	0	0	11,000,000			11,000,000	0	0	0	0	
									1 3 委託料	11,000,000	11,000,000	0	0	0	0	
			電 算 統 合 費	2,600,000	3,700,000	0	0	6,300,000			6,090,000	0	0	0	210,000	
									1 3 委託料	6,300,000	6,090,000	0	0	0	210,000	
			事務事業調査費	2,600,000	△ 500,000	0	0	2,100,000			2,100,000	0	0	0	0	
									1 3 委託料	2,100,000	2,100,000	0	0	0	0	
			広 報 費	3,770,000	1,034,000	0	1,079,000	5,883,000			5,882,400	0	0	0	600	
									1 1 需用費	5,883,000	5,882,400	0	0	0	600	
			ホームページ費	2,506,000	△ 650,000	0	0	1,856,000			1,855,350	0	0	0	650	
									1 3 委託料	1,856,000	1,855,350	0	0	0	650	
			新市名称策定費	301,000	△ 201,000	0	0	100,000			100,000	0	0	0	0	
									8 報 償 費	100,000	100,000	0	0	0	0	
			調査研修費	1,775,000	△ 402,000	0	△ 1,079,000	294,000			292,890	0	0	0	1,110	
									9 旅 費	55,000	54,640	0	0	0	360	
									1 4 使用料 及び賃借料	239,000	238,250	0	0	0	750	

(単位:円)

款	項	目	科 目 名	予 算 現 額						支出済額	翌年度繰越額		不用額	備 考	
				当初予算額	補正予算額	継続費及 繰越事業 費額	予備費 支出増 減	計	節		継続費 繰越	繰越明許 費			
									区 分						金 額
4	1	1	予 備 費	500,000	0	0	0	500,000			0	0	0	500,000	
			予 備 費	500,000	0	0	0	500,000			0	0	0	500,000	
			予 備 費	500,000	0	0	0	500,000			0	0	0	500,000	
			歳 出 合 計	46,913,000	△ 12,000	0	0	46,901,000			45,760,933	0	0	1,140,067	

実質収支に関する調書

(単位:千円)

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	46,901
2 歳 出	総 額	45,761
3 歳 入 歳 出	差 引 額	1,140
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費逓次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	0
	(3)事故繰越し繰越額	0
	計	0
5 実 質	収 支 額	1,140
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

平成 1 5 年度始良中央地区合併協議会会計予算流用報告書

(歳出の部)

単位：千円

款	項	目	節	予算現額	流用額	流用後の額	説明
2 事務局費	1 事務局費	1 事務局費	14 使用料及び賃借料	4,271	△ 76	4,195	備品購入費に流用
			18 備品購入費		76	76	公印等備品購入による節の新設
2 事務局費	1 事務局費	1 事務局費	12 役務費	1,116	△ 5	1,111	需用費に流用
			11 需用費	2,291	5	2,296	コピー使用枚数の見込増による
2 事務局費	1 事務局費	1 事務局費	12 役務費	1,111	△ 16	1,095	需用費に流用
			11 需用費	2,296	16	2,312	コピー使用枚数の見込増による
2 事務局費	1 事務局費	1 事務局費	12 役務費	1,095	△ 45	1,050	需用費に流用
			11 需用費	2,312	45	2,357	コピー使用枚数の見込増による
2 事務局費	1 事務局費	1 事務局費	11 需用費	2,558	△ 1	2,557	使用料及び賃借料に流用
			14 使用料及び賃借料	3,836	1	3,837	事務室使用料請求額変更による
2 事務局費	1 事務局費	1 事務局費	11 需用費	2,557	△ 1	2,556	賃金に流用
			7 賃金	1,290	1	1,291	補正予算見積後の超過勤務発生による
2 事務局費	1 事務局費	1 事務局費	7 賃金	1,290	1	1,291	
			11 需用費	2,291	64	2,355	
			12 役務費	1,116	△ 66	1,050	
			14 使用料及び賃借料	3,836	△ 75	3,761	
			18 備品購入費		76	76	
小 計				8,533	0	8,533	

3 事業費	1 事業費	8 調査研修費	9 旅費	1,439	△ 297	1,142	広報費 需用費に流用
		4 広報費	11 需用費	3,770	297	4,067	協議会だより発行回数及びページ数の増による
3 事業費	1 事業費	8 調査研修費	9 旅費	1,142	△ 782	360	広報費 需用費に流用
		4 広報費	11 需用費	4,067	782	4,849	協議会だより発行回数及びページ数の増による
3 事業費	1 事業費	8 調査研修費	9 旅費	1,439	△ 1,079	360	
		4 広報費	11 需用費	3,770	1,079	4,849	
小 計				5,209	0	5,209	

決 算 内 訳 書

始良中央地区合併協議会

1 収入の部

区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減額 (B) - (A)	積算内訳
	円	円	円	
負担金	46,900,000	46,900,000	0	6,700千円×7市町
諸収入	1,000	646	△ 354	預金利子
その他	0	0	0	
合計	46,901,000	46,900,646	△ 354	

2 支出の部

区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	不用額 (A) - (B)	積算内訳
	円	円	円	
協議会費	9,764,000	9,589,924	174,076	
報酬	4,697,000	4,651,200	45,800	協議会委員21回×46人分
旅費	2,995,000	2,918,500	76,500	協議会委員21回分
需用費	451,000	450,200	800	協議会お茶、協議会交流会食事代
委託料	613,000	612,430	570	会議録反訳50.5時間
使用料及び賃借料	1,008,000	957,594	50,406	会議システムリース代
小委員会費	323,000	280,000	43,000	
報酬	241,000	224,200	16,800	小委員会委員
旅費	59,000	55,800	3,200	小委員会委員分
需用費	23,000	0	23,000	
事務局費	8,781,000	8,570,369	210,631	
報酬	21,000	15,300	5,700	監査委員
賃金	1,291,000	1,290,928	72	事務局臨時職員5,300円×243日×1人
旅費	266,000	223,640	42,360	普通旅費
需用費	2,556,000	2,486,325	69,675	コピー用紙等事務局消耗品費1,977,865円 公用車燃料代103,701円 協議会封筒印刷150,759円 事務局光熱水費215,000円 印刷機修理費39,000円
役務費	562,000	500,525	61,475	電話代352,480円 切手代148,045円
使用料及び賃借料	3,837,000	3,836,023	977	パソコン・プリンタリース585,370円 公用車リース556,668円 FAXリース109,725円 事務所及び机・イス使用料2,475,900円 財務会計使用料108,360円
備品購入費	76,000	75,987	13	公印25,987円 デジカメ50,000円
負担金補助及び交付金	172,000	141,641	30,359	臨時職員社会保険料事業主負担
新市まちづくり計画費	11,000,000	11,000,000	0	
委託料	11,000,000	11,000,000	0	新市まちづくり計画
電算統合費	6,300,000	6,090,000	210,000	
委託料	6,300,000	6,090,000	210,000	電算システム統合準備
事務事業調査費	2,100,000	2,100,000	0	
委託料	2,100,000	2,100,000	0	事務事業調査及び例規集作成
広報費	5,883,000	5,882,400	600	
需用費	5,883,000	5,882,400	600	協議会だより5,630,400円 まちづくり説明書(キッズ情報)252,000円
ホームページ費	1,856,000	1,855,350	650	
委託料	1,856,000	1,855,350	650	ホームページ作成、保守
新市名称策定費	100,000	100,000	0	
報酬	100,000	100,000	0	新市名付け親大賞、名付け親賞
需用費	0	0	0	
調査研修費	294,000	292,890	1,110	
旅費	55,000	54,640	360	研修旅費(講師派遣依頼旅費)
使用料及び賃借料	239,000	238,250	750	研修視察バス借上げ料
予備費	500,000	0	500,000	
合計	46,901,000	45,760,933	1,140,067	

平成16年4月28日

始良中央地区合併協議会

会長 鶴 丸 明 人 殿

監査委員 大人一平

監査委員 永吉忠雄

決 算 審 査 意 見 書

始良中央地区合併協議会財務規程第9条の規定により、平成15年度始良中央地区合併協議会歳入歳出決算並びに関係帳簿、証書類を審査したので、下記の通りその結果を報告します。

記

1、審査の日時及び場所

平成16年4月28日（水）午前9時30分から午後3時まで
国分市シビックセンター行政棟 703 会議室

2、審査関係書類等

- | | |
|---------------------|------------|
| ・平成15年度歳入歳出決算書及び附属書 | ・時間外勤務の状況 |
| ・職員の配置及び事務分担表 | ・収入支出等の帳簿類 |
| ・予算の執行状況 | ・出張命令簿 |
| ・事務事業の実施状況 | ・出勤簿、年休簿 |
| ・委託契約の実施状況 | ・その他関係書類 |
| ・契約関係書類 | |

3、審査の結果

平成15年度始良中央地区合併協議会歳入歳出決算書、附属書及び関係書類等について、事務局担当職員の立会いを求め決算審査を実施した。

収入支出の手続は、始良中央地区合併協議会財務規程で国分市の例により行々とされており、財務諸表、関係帳票及び証拠書類等を審査・照合した結果、会計事務については適正に執行されていることを認めた。

決算の状況は、歳入決算額 46,900,646 円、歳出決算額 45,760,933 円となっており、歳入から歳出を差引いた決算剰余金は 1,139,713 円となっている。歳入は、預金利子収入 646 円を除き構成市町の負担金 46,900,000 円で編成されており、その全額が収納されている。また、歳出予算総額に対する執行率は 97.6%で、各費目ごとに効率的な執行がなされていると思料する。

契約関係事務についても、起案から契約締結、成果品等の収納まで適正な事務執行がなされていることを確認した。

その他軽微な事務処理上の指摘については、口答で修正指示を行った。

以上。

平成16年度始良中央地区合併協議会補正予算（第1号）

平成16年度始良中央地区合併協議会の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,898千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,699千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成16年5月13日 提出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴 丸 明 人

【補正の理由】

電算班設置に伴う事務室、パソコン等事務機器の借上げ料及び合併調印式時に必要な印刷費等を追加補正するものです。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 負 担 金		30,800	2,758	33,558
	1 負 担 金	30,800	2,758	33,558
3 繰 越 金		0	1,140	1,140
	1 繰 越 金	0	1,140	1,140
歳 入 合 計		30,801	3,898	34,699

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事 務 局 費		8,563	3,898	12,461
	1 事 務 局 費	8,563	3,898	12,461
歳 出 合 計		30,801	3,898	34,699

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国支出金	県支出金	そ の 他	計	
1 負担金	30,800	2,758	33,558			2,758	2,758	
3 繰越金	0	1,140	1,140					1,140
歳入合計	30,801	3,898	34,699			2,758	2,758	1,140

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国支出金	県支出金	そ の 他	計	
2 事務局費	8,563	3,898	12,461			2,758	2,758	1,140
歳出合計	30,801	3,898	34,699			2,758	2,758	1,140

2 歳 入

(款) 1 負担金

(項) 1 負担金

(単位:千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 負 担 金	30,800	2,758	33,558	1 負 担 金	2,758	
計	30,800	2,758	33,558			

(款) 3 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位:千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰 越 金	0	1,140	1,140	1 前 年 度 繰 越 金	1,140	
計	0	1,140	1,140			

3 歳 出

(款) 2 事務局費

(項) 1 事務局費

(単位:千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 事務局費	8,563	3,898	12,461	11 需 用 費	665	消耗品費 43
						印刷製本費 302
						光熱水費 320
				14 使用料及び 賃 借 料	3,233	使用料及び賃借料 3,233
計	8,563	3,898	12,461		3,898	

議会議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目 7）

議会議員の定数及び任期の取扱いについて次のとおり協議を求める。

新市の議会議員の定数は 34 人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第 6 条第 1 項を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間（4 年間）に限り、新市の議会議員の定数を 48 人とする。また、選挙区については、関係市町の区域ごとに設置し、各選挙区の議員の定数は次のとおりとする。

国分市の区域	16 人	霧島町の区域	4 人
溝辺町の区域	4 人	隼人町の区域	12 人
横川町の区域	3 人	福山町の区域	4 人
牧園町の区域	5 人		

なお、特例適用後の一般選挙からは、選挙区は設置しない。

平成 16 年 5 月 27 日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴 丸 明 人

議会議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目 7）

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

議会議員の定数及び任期の取扱いについては、議会議員の定数及び任期検討小委員会（別添規程のとおり）を設置し、新市の議会議員の定数及び任期に関する事項について、調査及び審議を行う。

平成 15 年 8 月 12 日承認

始良中央地区合併協議会
会長 鶴 丸 明 人

議会議員の定数及び任期検討小委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、始良中央地区合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、議会議員の定数及び任期検討小委員会（以下「小委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、次に掲げる事項について、調査及び審議を行うものとする。

- (1) 国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町が合併した場合における議会議員の定数及び任期に関すること。
- (2) その他、議会議員の定数及び任期に関し必要な事項

(組織)

第3条 小委員会は、次に掲げる者15名以内をもって組織する。

- (1) 規約第7条第1項第2号に定める委員のうち7名
- (2) 規約第7条第1項第3号に定める委員のうち8名

2 委員は、始良中央地区合併協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）が選任する。

(役員)

第4条 小委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長1名
- (2) 副委員長1名
- 2 役員は、前条の委員の互選により選出する。

(役員の職務)

第5条 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 委員長は、必要に応じて関係者等の出席を要請することができる。
- 5 会議は、原則公開とし、その取扱いは協議会の会議に準ずるものとする。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会の調査及び審議の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第8条 小委員会の会議の庶務は、規約第14条に規定する協議会の事務局において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年8月12日から施行する。

1 議会議員の定数及び任期検討小委員会委員の構成

名 称	人数	構 成
議会議員の定数及び任期検討小委員会	15 人	2 人（議員、学識経験者）× 7 市町＋広域枠 1 人

2 議会議員の定数及び任期検討小委員会へ付託する事項について

（１）新市議会議員の定数及び任期に関すること。

- ・特例適用の可否を含めて、議会議員の定数及び任期を調査・審議する。

（２）その他議会議員の定数及び任期に関し必要な事項

具体的には・・・

1 合併直後の議員について（下記の（１）、（２）、（３）からの選択）

- （１）特例法を適用しない。
- （２）定数特例制度（合併特例法第 6 条）
- （３）在任特例制度（合併特例法第 7 条）

2 定数特例制度を選択した場合

- （１）定数を法の上限数の 2 倍（68 人）以内で何人にするか
- （２）選挙区設定を行うか
- （３）選挙区設定を行った場合、各選挙区の定数は

3 在任特例制度を選択した場合（119 人）

- （１）特例の適用期間（合併後 2 年を超えない範囲）を何年にするか

4 議員定数について

- （１）議員定数（本来の定数）は何人にするのか。
（地方自治法第 91 条第 2 項、第 7 項）

3 議会議員の定数及び任期検討小委員会設置期間について

合併協定項目の協議順（予定）によると平成 16 年 1 月を協議月としており、小委員会については、協定項目の協議が整うまでの間、設置する。

1. 市町村合併（新設合併）における議会議員の定数及び任期の取扱い

（1）設置選挙

新設合併の場合、議会議員の身分については、合併関係市町村の法人格が消滅するため原則として当該市町村の議会議員は全て失職することになる。

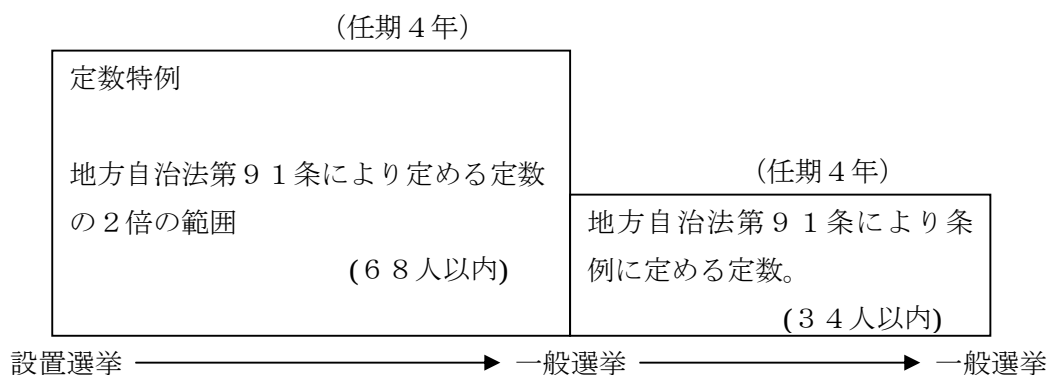
この場合、新市町村設置の告示による設置日から50日以内に、定数に基づき議会議員の選挙を行うことになる。（公職選挙法第33条第3項、第117条）

しかし、このような議会議員の身分の取扱いは、合併という特殊事情を勘案すると、地域住民の意見を合併後の行政に反映させ均衡の取れたまちづくりを進めるという観点から一定の激減緩和措置が必要になってくる。

こうしたことから、合併特例法により制度化されたものが「定数特例」と「在任特例」である。

（2）定数特例

議会議員の失職による設置選挙において、当該選挙による議員の任期に限って、地方自治法第91条第2項に規定する2倍まで定数を増やすことができる。（合併特例法第6条第1項）



（3）在任特例

合併関係市町村の議会議員で新市町村の議会議員の被選挙権を有するものは、合併後2年を超えない範囲内で引き続き合併市町村の議員として在任できる。（合併特例法第7条第1項第1号）

1市6町在任議員数

		（2年以内）	
国分市現員	24人	在任特例 合併前の関係市町の議員 全員が引き続き在任	（任期4年） 地方自治法第91条により 条例に定める定数 （34人以内）
溝辺町現員	16人		
横川町現員	14人		
牧園町現員	16人		
霧島町現員	14人		
隼人町現員	22人		
福山町現員	13人		
合 計	119人		

選挙なし → 一般選挙 → 一般選挙

2. 議会議員の定数の取扱い

(議員定数)

議会議員の定数は地方自治法第91条第1項の規定に基づき、人口を基準に算定されることとなっており、合併が行われた場合は、基本的にこの原則に基づき新市町村の人口を基準に定数が算定される。

平成15年1月1日に施行された改正地方自治法第91条第7項から10項までの規定は、廃置分合により市町村が新設される場合、議員定数を審議すべき議会自体が未成立であり、新市町村の議会議員の定数を定めることができないため、合併前に合併関係市町村で協議し、議会の議決を経て告示を行うことで条例に定められた議員定数とみなされることとなる。

地方自治法（抜粋）

(市町村議会の議員の定数)

第91条 市町村議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

- | | |
|---|-----|
| ① 人口2千人未満の町村 | 12人 |
| ② 人口2千人以上5千未満の町村 | 14人 |
| ③ 人口5千人以上1万未満の町村 | 18人 |
| ④ 人口1万人以上2万未満の町村 | 22人 |
| ⑤ 人口5万人未満の市及び人口2万以上の町村 | 26人 |
| ⑥ 人口5万人以上の市及び10万未満の市 | 30人 |
| ⑦ 人口10万人以上の市及び20万未満の市 | 34人 |
| ⑧ 人口20万人以上の市及び30万未満の市 | 38人 |
| ⑨ 人口30万人以上の市及び40万未満の市 | 46人 |
| ⑩ 人口50万人以上の市及び90万未満の市 | 56人 |
| ⑪ 人口90万人以上の市 人口50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数
(その数が96人を超える場合に合っては96人) | |

平成12年国勢調査人口

国分市	53,966人
溝辺町	8,537人
横川町	5,516人
牧園町	9,613人
霧島町	5,918人
隼人町	36,846人
福山町	7,516人
合計	127,912人

議会議員の定数及び任期検討小委員会審議経過等について

第1回小委員会（平成15年8月12日）

報告第14号より

- ・ 役員選出
- ・ 小委員会のスケジュール作成

第2回小委員会（平成15年8月28日）から第3回（平成15年9月10日）

- ・ 市町村合併（新設合併）における議会議員の定数及び任期の取扱い
- ・ 法令研究
- ・ 1市6町議会議員の現状
- ・ 全国における議員報酬等について（10万～20万都市）

第4回小委員会（平成15年9月25日）

- ・ 先進事例研究
- ・ 合併後におけるパターン毎の報酬シュミレーション

第5回小委員会（平成15年10月9日）

- ・ 先進地における小選挙区の設置の経緯について
- ・ 議会議員の定数及び任期検討小委員会における今後の審議事項について

第6回小委員会（平成15年10月23日）

報告第14号—2より

- ・ 合併関係市町村数が5以上の先進事例
- ・ 人口規模10万～20万人の団体先進事例
- ・ 次回からは、原理原則である設置選挙は議題にあげず、定数特例と在任特例を中心に協議を進める。

第7回小委員会（平成15年11月13日）～第10回小委員会（平成15年12月25日）

報告第14号—3より

- ・ 議会議員の定数と任期について（審議）
（定数特例、在任特例について協議）

- ・ 小委員会での結論を第 11 回で出すつもりでいたが、委員から、結論を出すのは、隼人町の住民投票と牧園町の首長選挙の結果が出るまで延期をしたらどうかとの意見がでた。そして審議し、2つの政治日程が終了してから、2月12日に小委員会を開催して審議することに決定した。

- ・ 第 12 回小委員会で、今までの審議の経過を踏まえ、次回（13 回）は定数特例、第 14 回は、在任特例をそれぞれ適用した場合について審議することに決定した。

- ・ 定数特例を適用する場合は、各地域の声を反映させるには、構成市町に最低 3 名の議員が必要であるということから、定数は 48 名とし、最初の設置選挙に限り小選挙区を設ける（下表参照）ことを確認した。

定数 34 名に各市町それぞれ 2 名ずつ割振る。

構成市町名	国調人口	人口比率	人口割	均等割	人 数
国 分 市	53,966	42.19%	1 4	2	1 6
溝 辺 町	8,537	6.67%	2	2	4
横 川 町	5,516	4.31%	1	2	3
牧 園 町	9,613	7.51%	3	2	5
霧 島 町	5,918	4.63%	2	2	4
隼 人 町	36,846	28.81%	1 0	2	1 2
福 山 町	7,516	5.88%	2	2	4
合 計	127,912	100.00%	3 4	1 4	4 8

- ・ 在任特例を適用する場合は、1 年 4 ヶ月間（国分市の任期が満了する）在任することを確認した。

- ・ 鹿児島県内の合併協議会の「議会議員の定数及び任期」の審議状況
- ・ 小委員会での結論を第 16 回（平成 16 年 4 月 21 日）の小委員会で決定することを確認した。

- ・ 小委員会での決定方法につきましては、無記名投票を行うこととなり、定数特例を適用することに決定した。その後小委員会としては、全員一致で定数特例を確認した。

確認内容

1. 議会議員の定数及び任期について

- ① 新市の議会の議員の定数は34人とする。
- ② ただし、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間（4年間）に限り、新市の議会の議員の定数は48人とする。
また、選挙区については、関係市町村の区域ごとに設置し、各選挙区の議員の定数は次のとおりとする。

本来の定数 34 人を人口割し、それに人口の少ない町の意見を反映させることに配慮し、各市町にそれぞれさらに 2 人ずつ均等に割振る。

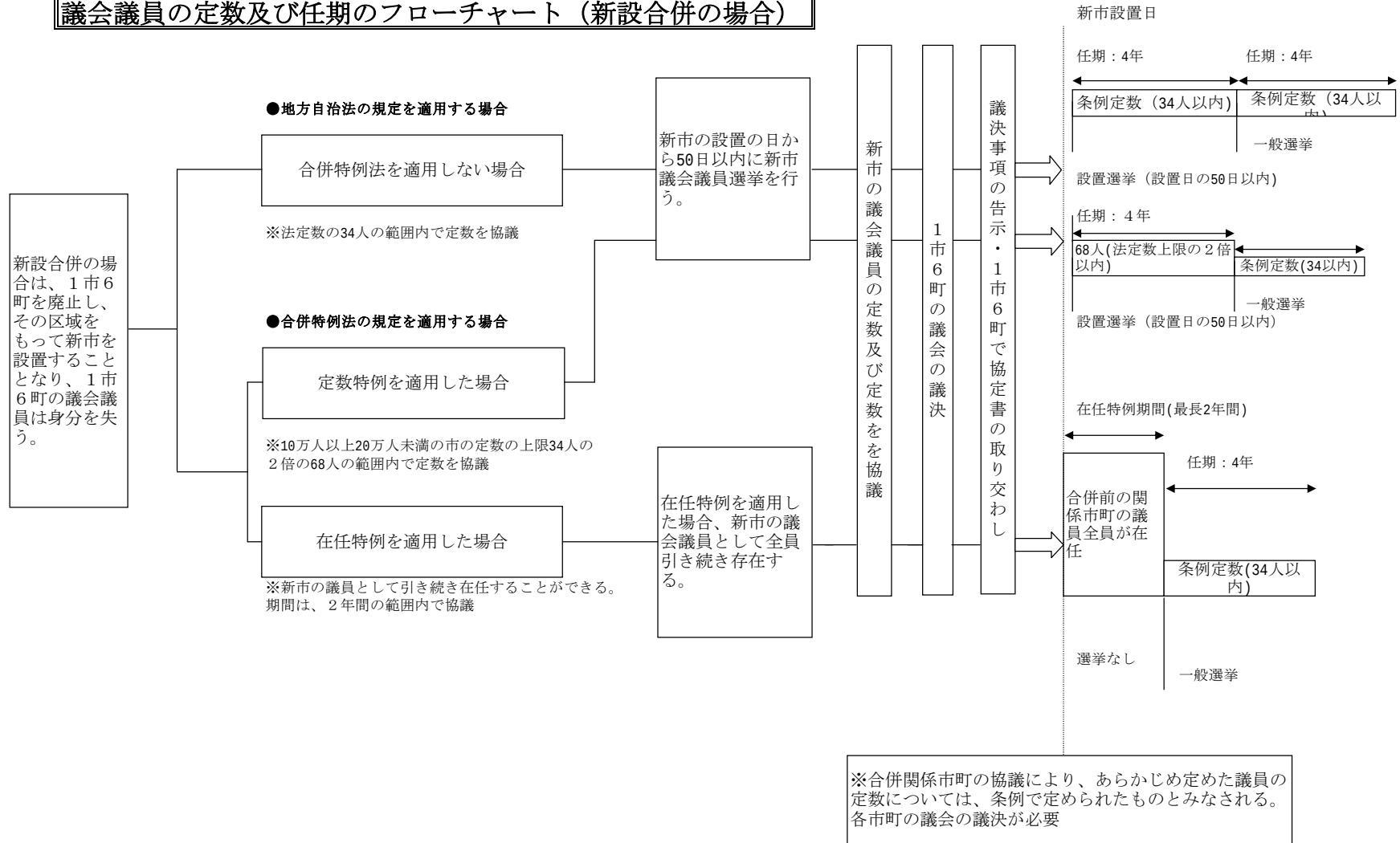
・ 国分市の区域	16人	・ 溝辺町の区域	4人
・ 横川町の区域	3人	・ 牧園町の区域	5人
・ 霧島町の区域	4人	・ 隼人町の区域	12人
・ 福山町の区域	4人		

なお、特例適用後の一般選挙からは、選挙区は設置しない。

定数特例を適用する主な理由といたしましては、

- ・ 合併をして新市が誕生するので選挙をすべき。
- ・ 今後のまちづくりの考えを聞いて議員を選ぶのが、本来のやり方である。
- ・ 始良中央地区1市6町新市将来構想住民アンケート調査結果では53%の方が即選挙を望んでいる。
- ・ 四役も辞めるので、議員も選挙をすべき。
- ・ 住民には新しい市の議員を選ぶ権利がある。 等

議会議員の定数及び任期のフローチャート（新設合併の場合）



1. 構成市町の議会議員に関する現状

区 分	構 成 市 町 の 議 会 議 員 に 現 状						
	国 分 市	溝 辺 町	横 川 町	牧 園 町	霧 島 町	隼 人 町	福 山 町
議員定数	24人	16人	14人	16人	14人	22人	14人
法定数	30人	18人	18人	18人	18人	26人	18人
条例定数(H15.4.1)	24人	16人	14人	16人	14人	22人	14人
現員数(H16.5.1)	24人	16人	14人	16人	14人	22人	13人
任 期	任期については資料1のとおり						

構 成 市 町 議 会 議 員 任 期

		平成 15 年 度													平成 16 年 度													平成 17 年 度													平成 18 年 度													平成 19 年 度												
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
議 会 議 員 任 期	国分市	H18.5.27まで																																																																
	溝辺町	H19.4.30																																																																
	横川町	H19.4.30																																																																
	牧園町	H19.4.30																																																																
	霧島町	H19.4.30																																																																
	隼人町	H19.4.29																																																																
	福山町	H19.4.29																																																																

地方自治法

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、該当各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

- | | |
|-------------------------|--|
| (1) 人口2千万未満の町村 | 12人 |
| (2) 人口2千以上5千未満の町村 | 14人 |
| (3) 人口5千以上1万未満の町村 | 18人 |
| (4) 人口1万以上2万未満の町村 | 22人 |
| (5) 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 | 26人 |
| (6) 人口5万以上10万未満の市 | 30人 |
| (7) 人口10万以上20万未満の市 | 34人 |
| (8) 人口20万以上30万未満の市 | 38人 |
| (9) 人口30万以上50万未満の市 | 46人 |
| (10) 人口50万以上90万未満の市 | 56人 |
| (11) 人口90万以上の市 | 人口50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数（その数が96人を超える場合にあっては96人） |

※ 3項から6項は編入合併時の条項のため、省略。

7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

- 8 前項の規定により新たに設置される議会議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。
- 9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。
- 10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

市町村の合併の特例に関する法律

（議会の議員の定数に関する特例）

第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定に関わらず、合併市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

※ 第2項から第7項までは編入合併により省略

- 8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

（議会の議員の在任に関する特例）

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員が全てなくなったときは、こ

れに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員すべてがなくなった場合はこの限りではない。

- (1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

※ 以下第3項までは編入合併等により省略

- 4 前条第8項の規定は、第1項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。

公職選挙法

(選挙の単位)

第 12 条

4 市町村の議会議員は、選挙区がある場合にあっては、各選挙区において、選挙区がない場合にあっては、その市町村の区域において、選挙する。

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第 15 条

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、区の区域をもって選挙区とする。

7 第 2 項、第 3 項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。但し、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準として、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第 33 条 地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙又は長の任期満了に因る選挙は、その任期が終る日の前 30 日以内に行う。

2 地方公共団体の議会の解散に因る一般選挙は、解散の日から 40 日以内に行う。

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第 7 条第 6 項の告示による当該市町村の設置の日から 50 日以内に行う。

4 地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙の期日の告示がなされた後その任期の満了すべき日前に当該地方公共団体の議会の議員がすべてなくなつたとき、又は地方公共団体の長の任期満了に因る選挙の期日の告示がなされた後その任期の満了すべき日前に当該地方公共団体の長が欠け、若しくは退職を申し出たときは、更にこれらの事由に因る選挙の告示は、行わない。但し、任期満了に因る選挙の期日前に当該地方公共団体の議会が解散されたとき、又は長が解職され、若しくは不信任の議決に因りその職を失つたときは、任期満了に因る選挙の告示は、その効力を失う。

5 第1項から第3項までの選挙の期日は、次の各号の区分により、告示しなければならない。

- (1) 都道府県知事選挙にあつては、少なくとも17日前に
- (2) 指定都市の長選挙にあつては、少なくとも14日前に
- (3) 都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員選挙にあつては、少なくとも9日前に
- (4) 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙にあつては、少なくとも7日前に
- (5) 町村の議会の議員及び長の選挙にあつては少なくとも5日前に

(設置選挙)

第117条 市町村が設置された場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の議会の議員及び長についてそれぞれ選挙の期日を告示し、一般選挙及び長の選挙を行わせなければならない。

公職選挙法施行令

(人口に比例しない議員の定数)

第9条 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。

先 進 事 例

川薩地区合併協議会（抜粋）

- 1 新市の議会の議員の定数は34人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間（4年間）に限り、新市の議会の議員の定数は44人とする。また、選挙区については、関係市町村の区域ごとに設置し、各選挙区の議員の定数は次のとおりとする。

川内市の区域	25人	樋脇町の区域	4人
入来町の区域	3人	東郷町の区域	3人
祁答院町の区域	3人	里 村の区域	1人
上甑村の区域	2人	下甑村の区域	2人
鹿島村の区域	1人		

なお、特例適用後の一般選挙からは、選挙区は設置しない。

日置地区合併協議会

新市の議会の議員については、市町村合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、定数を30人とし、選挙区については、全市域で1選挙区とする。

ただし、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、旧町の区域ごとに公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は、次のとおりとする。

旧東市来町の区域 7人、旧伊集院町の区域 11人、旧日吉町の区域 3人、旧吹上町の区域 5人、旧金峰町の区域 4人

薩摩東部合併協議会

新町の議会議員の定数は26人とする。

ただし、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、合併後最初に行われる選挙に限り、新町の議会議員の定数は28人とする。

また、旧町の区域ごとに選挙区を設けるものとし、各選挙区の議員の定数は、次のとおりとする。

旧宮之城町選挙区16人、旧鶴田町選挙区6人、旧薩摩町選挙区6人

なお、定数特例適用後の一般選挙からは、選挙区は設置しないものとする。

事務組織及び機構の取扱いについて(協定項目14)

事務組織及び機構の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

新市における事務組織及び機構の整備基本方針は下記のとおりとする。ただし、新市において、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

基本方針

- 1 住民サービスの低下をきたさないよう配慮した組織・機構
- 2 市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構
- 3 市民の声を活かし、反映することができる組織・機構
- 4 住民ニーズの高度化・多様化に対応できる組織・機構
- 5 簡素で、効率的な組織・機構
- 6 指揮・命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
- 7 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構
- 8 新たな行政課題に速やかに対応できる組織・機構
- 9 新市まちづくり計画を円滑に遂行できる組織・機構

平成16年 5月27日 提 出

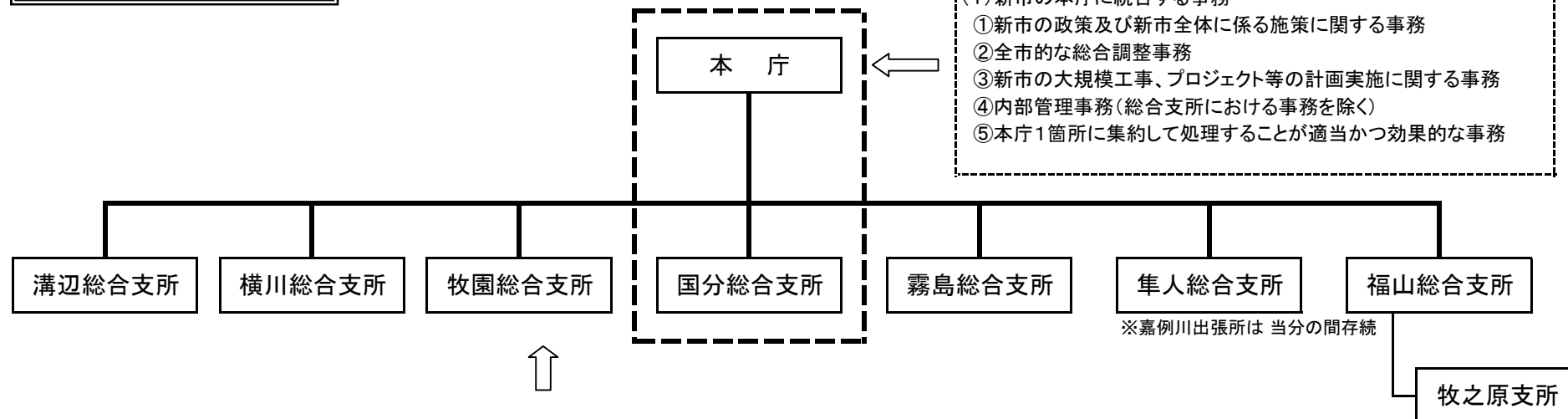
始良中央地区合併協議会
会 長 鶴 丸 明 人

事務組織及び機構の個別整備方針

- 1 本庁については、「新市の事務所の位置」により、現国分市役所とする。
- 2 現在の国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町の市役所、役場を、それぞれの行政区域を所管する総合支所とする。（国分市は本庁としての機能と総合支所としての機能を併せ持つ。）また、現在設置されている牧之原支所は、現行のとおり存続し、嘉例川出張所は、当分の間存続する。

なお、上記以外の各団体が有する出先機関等は、原則として現行のとおり存続する。
- 3 基本的に管理部門（企画、人事、財政、財産管理などの内部管理部門）及び議会、農業委員会、ほか各種行政委員会事務局の整理・統合を行い、直接住民福祉等に関する業務は、各総合支所に係を配置し、本庁との連絡調整を緊密に住民サービスの低下を招かないよう充分配慮する。
- 4 事務分掌の所管区分及び指揮命令系統を明確にするため、新市全域に部制を導入し、新市において事務事業の見直しや行財政改革の推進により、随時、組織・機構の見直しを行う。
- 5 部の設置は、7部門程度とし、それぞれに課、係を設置する。
- 6 各総合支所に総合支所長を置き、部長級とする。なお、必要に応じ課、係を設置する。
- 7 本庁及び各総合支所には、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興施策を企画・立案を所管する課を設置し、また、同課は旧市町ごとに置かれる「地域審議会」の事務局を兼ねる。
- 8 附属機関等については、業務の特殊性や地域性なども考慮しながら、整備、統合を図る。また、委員構成等については、実情や地域性にも配慮して適切な措置を講ずる。
- 9 組織の見直しは、定員適正化計画のもと、行政システムの整備、職務能率の向上に努めながら、随時行う。

新市組織のイメージ



【本庁での主な業務】

(1) 新市の本庁に統合する事務

- ① 新市の政策及び新市全体に係る施策に関する事務
- ② 全市的な総合調整事務
- ③ 新市の大規模工事、プロジェクト等の計画実施に関する事務
- ④ 内部管理事務（総合支所における事務を除く）
- ⑤ 本庁1箇所に集約して処理することが適当かつ効果的な事務

【総合支所での主な業務】

(1) 地域振興・総務関係

- ① 地域審議会に関する事務
- ② 地域コミュニティや自治会活動の支援事務
- ③ 地域における広報広聴事務
- ④ 地域イベント等開催事務
- ⑤ 地域における消防、水防及び防災に関する事務
- ⑥ 公共料金、税金などの収納事務
- ⑦ 総合支所における現金出納事務
- ⑧ 総合支所管理事務

(2) 住民サービス関係

- ① 戸籍・住基に係る各種届出、証明等に関する事務
- ② 印鑑登録に関する事務
- ③ 民生・児童委員、生活保護に関する事務
- ④ 高齢者・障害者福祉に関する事務
- ⑤ 介護保険の認定受付、給付等に関する事務
- ⑥ 児童福祉及び母子・寡婦福祉に関する事務
- ⑦ 母子、成人、高齢者、精神保健に関する事務
- ⑧ 国民健康保険及び国民年金に関する事務
- ⑨ 環境衛生に関する事務
- ⑩ 税関係の証明、申告、調査等に関する事務
- ⑪ その他住民生活に密着した窓口及び相談事務

(3) 事業管理関係

- ① 地域の水道、簡易水道、下水道、農業集落排水に関する事務
- ② 商工業、観光振興に関する事務
- ③ 農林水産業振興に関する事務
- ④ 畜産指導振興に関する事務
- ⑤ 鳥獣保護、駆除及び飼養に関する事務
- ⑥ 農地、林地、海岸保全等に関する事務
- ⑦ 市道、農林道、橋梁、河川、水路、溜池等の維持管理及び災害復旧事務
- ⑧ 総合支所で所管することが適当な工事の計画実施に関する事務
- ⑨ 港湾施設及び漁港施設の維持管理及び災害復旧事務
- ⑩ 公営住宅の入退去及び維持管理に関する事務
- ⑪ その他住民生活に密着した窓口及び相談事務

(4) 教育関係

- ① 学校教育振興に関する事務
- ② 社会教育、社会体育振興に関する事務
- ③ 芸術文化振興に関する事務
- ④ 社会教育施設、社会体育施設に関する事務
- ⑤ 青少年の指導育成に関する事務
- ⑥ 人権教育に関する事務
- ⑦ 入退学に関する事務
- ⑧ 教育に係る相談事務

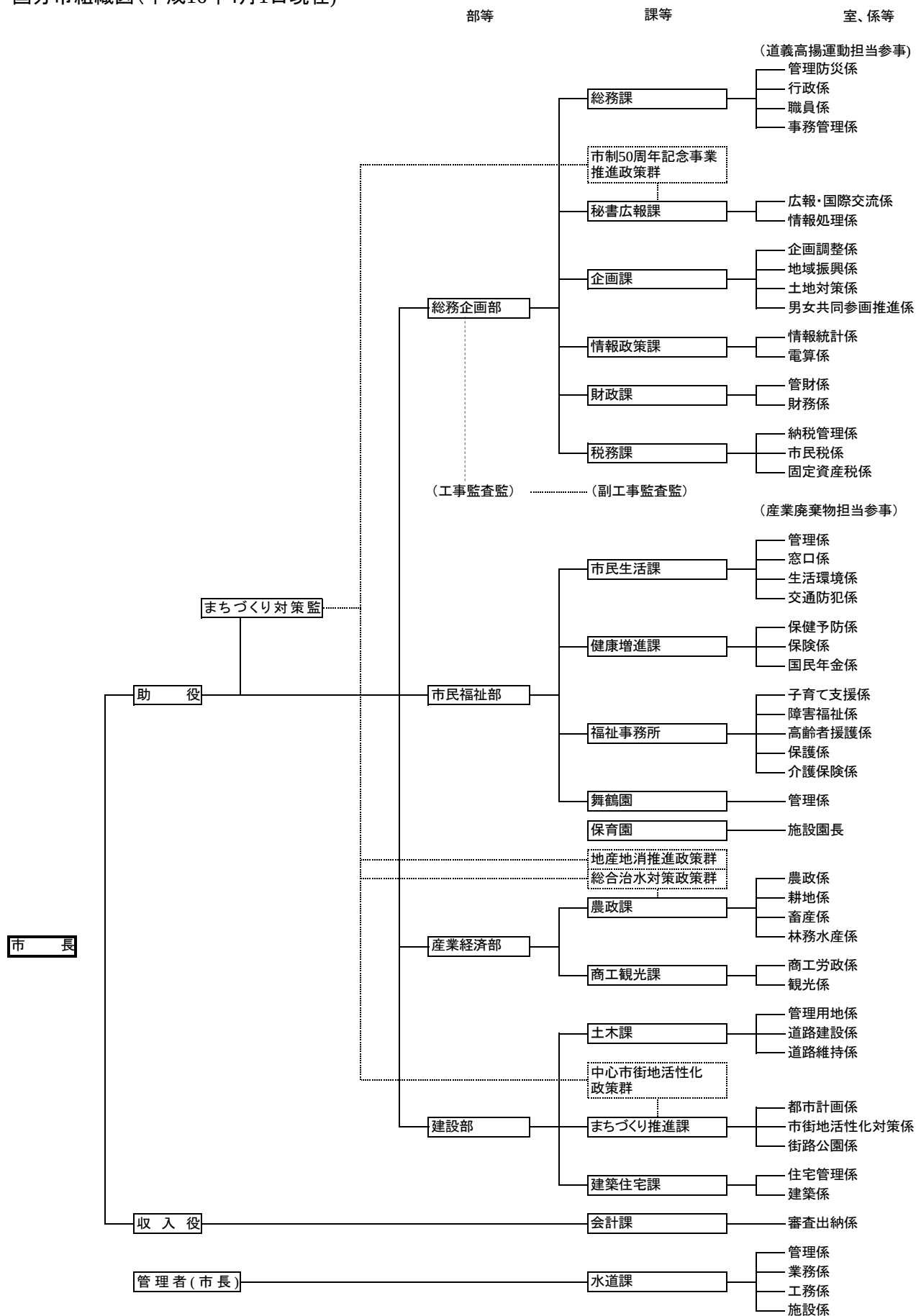
(5) その他

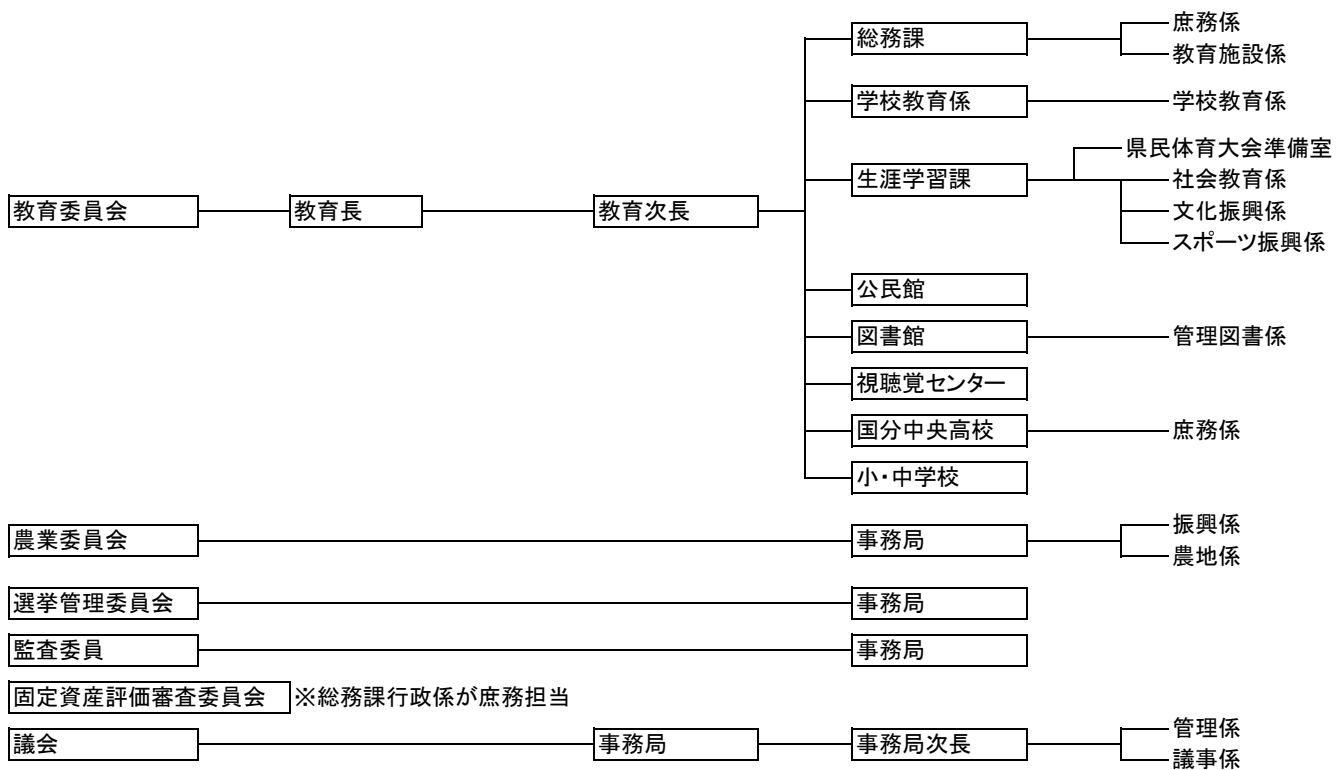
- ① 各総合支所において所管することが適当かつ効果的な事務

【支所での主な業務】

- ① 総合支所との連絡調整に関する事務
- ② 農林畜水産業振興に関する事務
- ③ 教育全般に関する事務
- ④ 各種届出、申請等の受付及び各種証明等の交付に関する事務

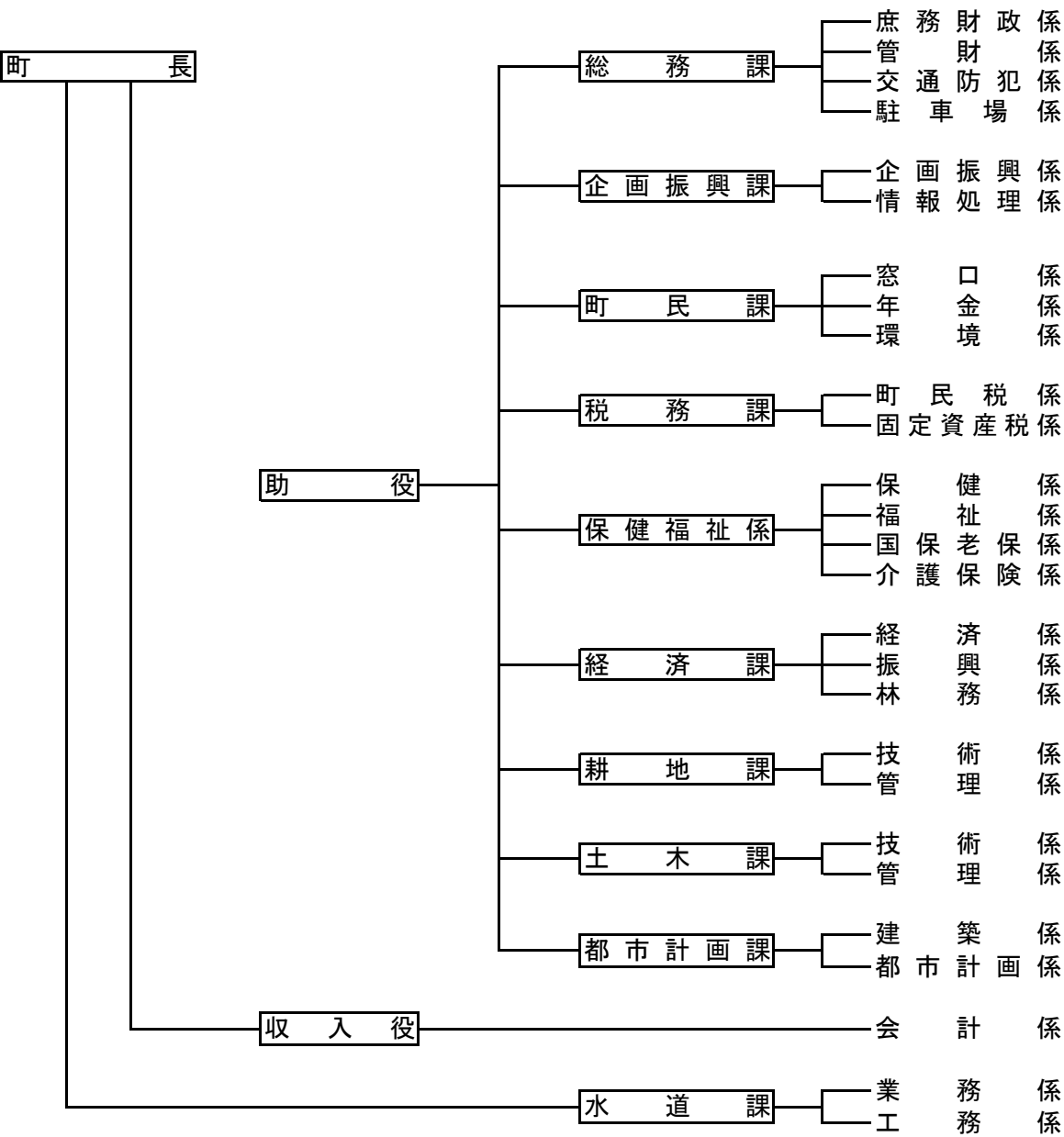
国分市組織図(平成16年4月1日現在)



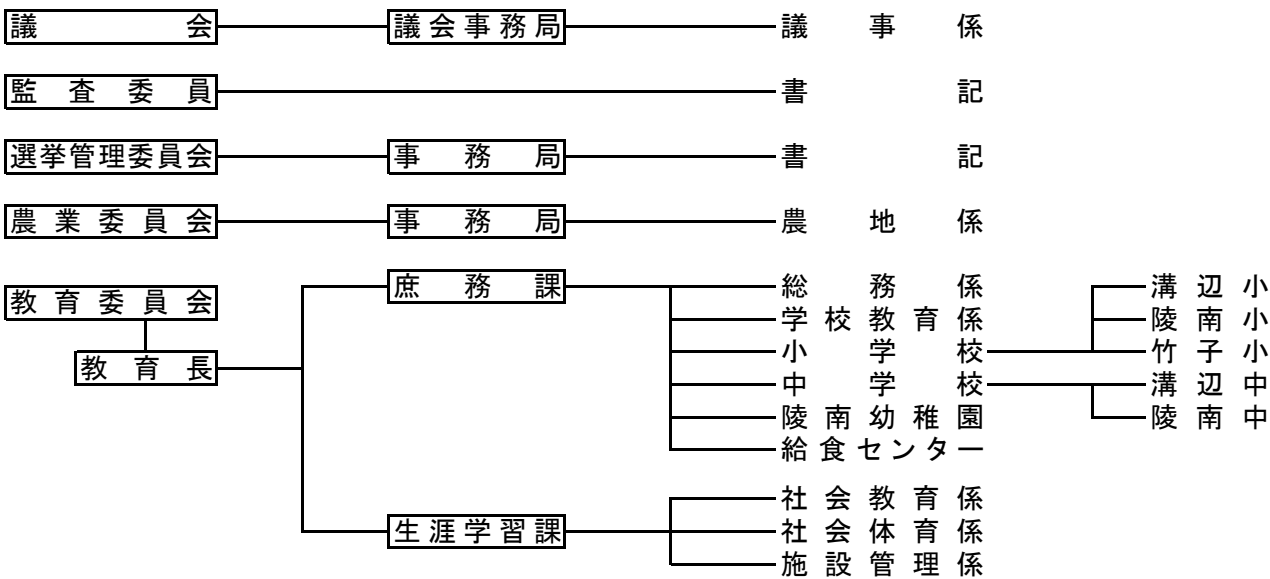


溝辺町行政機構図(平成16年4月1日現在)

町 長 部 局

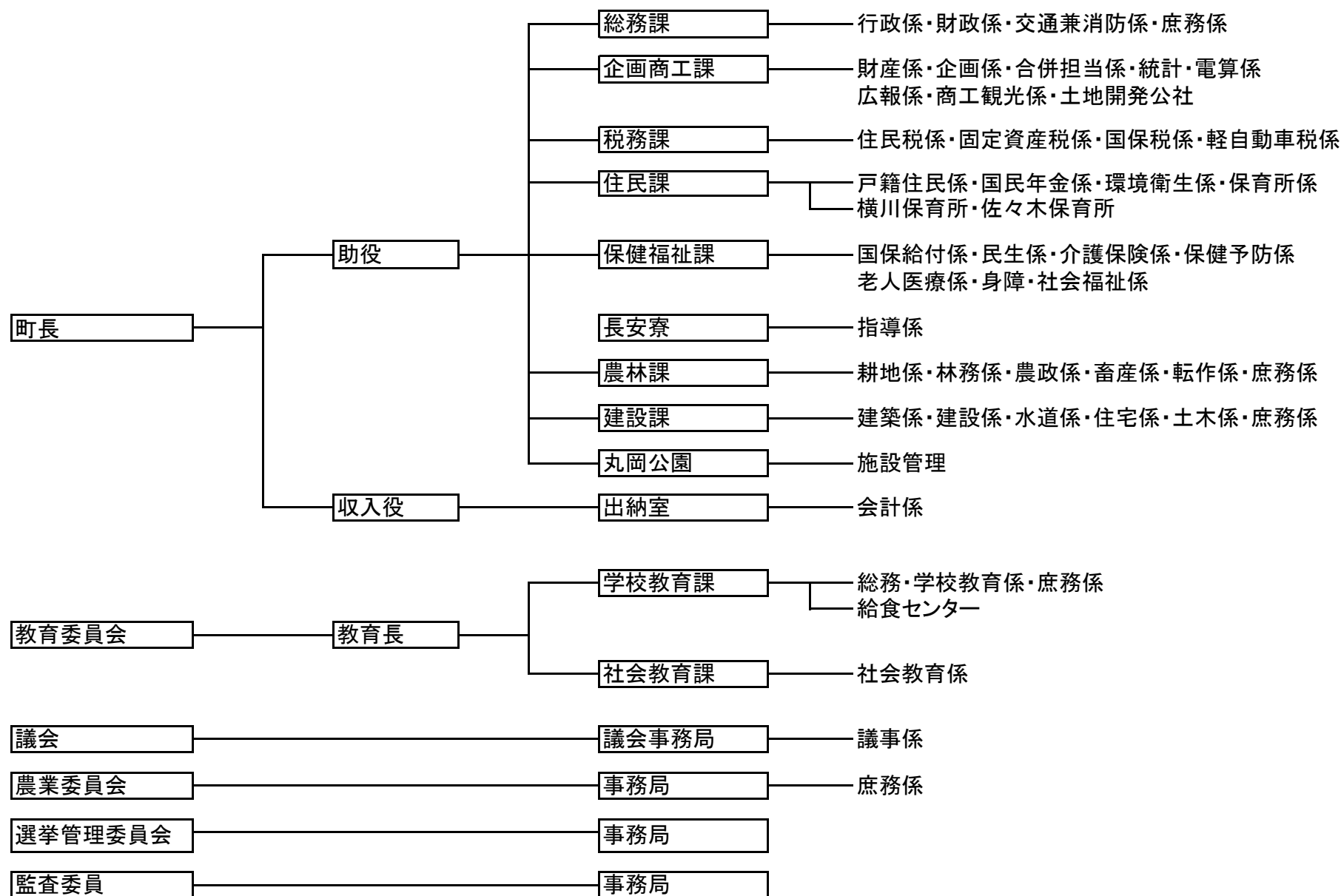


行政委員会



横川町行政組織機構図

(平成16年4月1日現在)

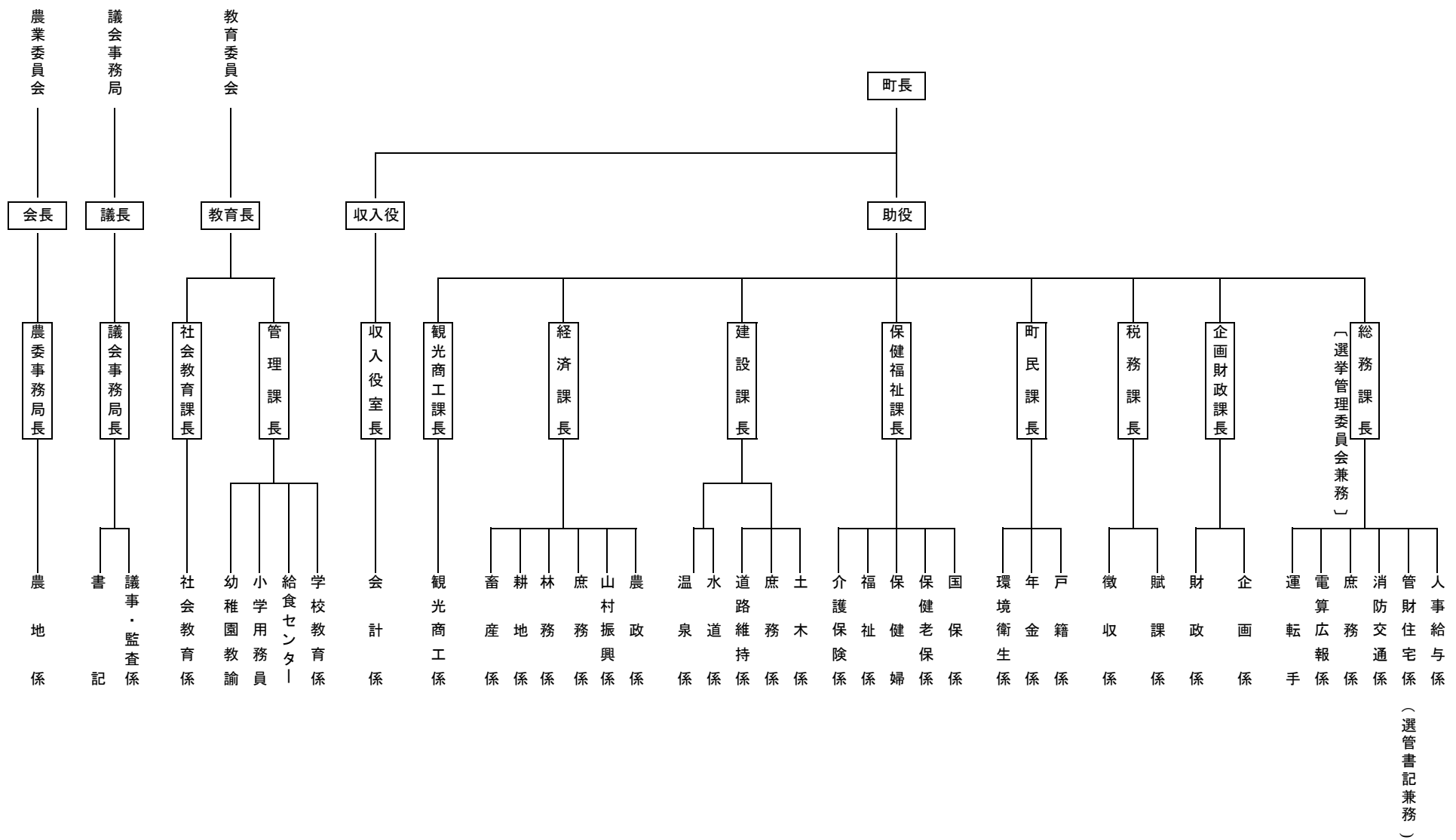


(平成16年4月1日 現在)

(平成16年4月1日 現在)

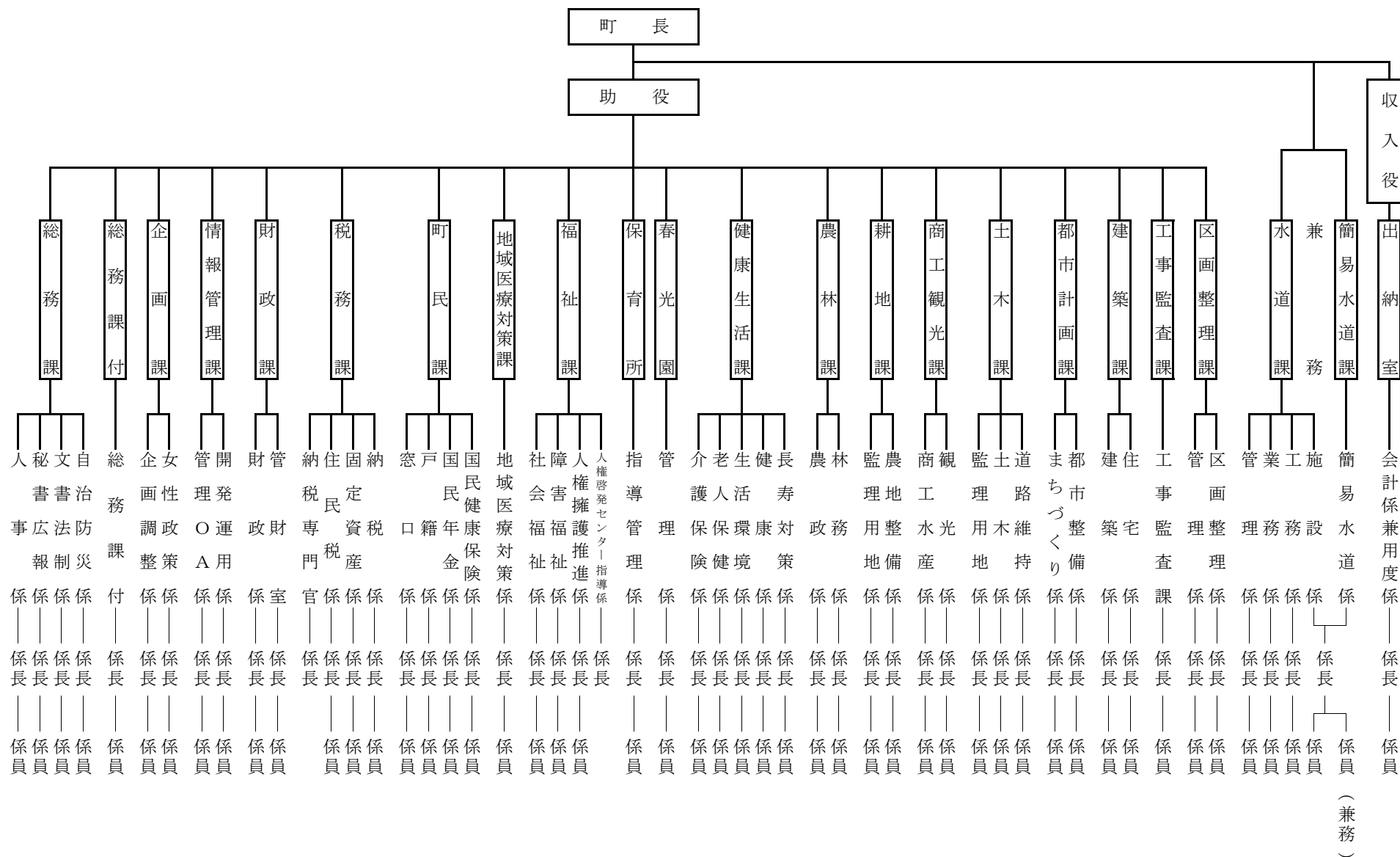


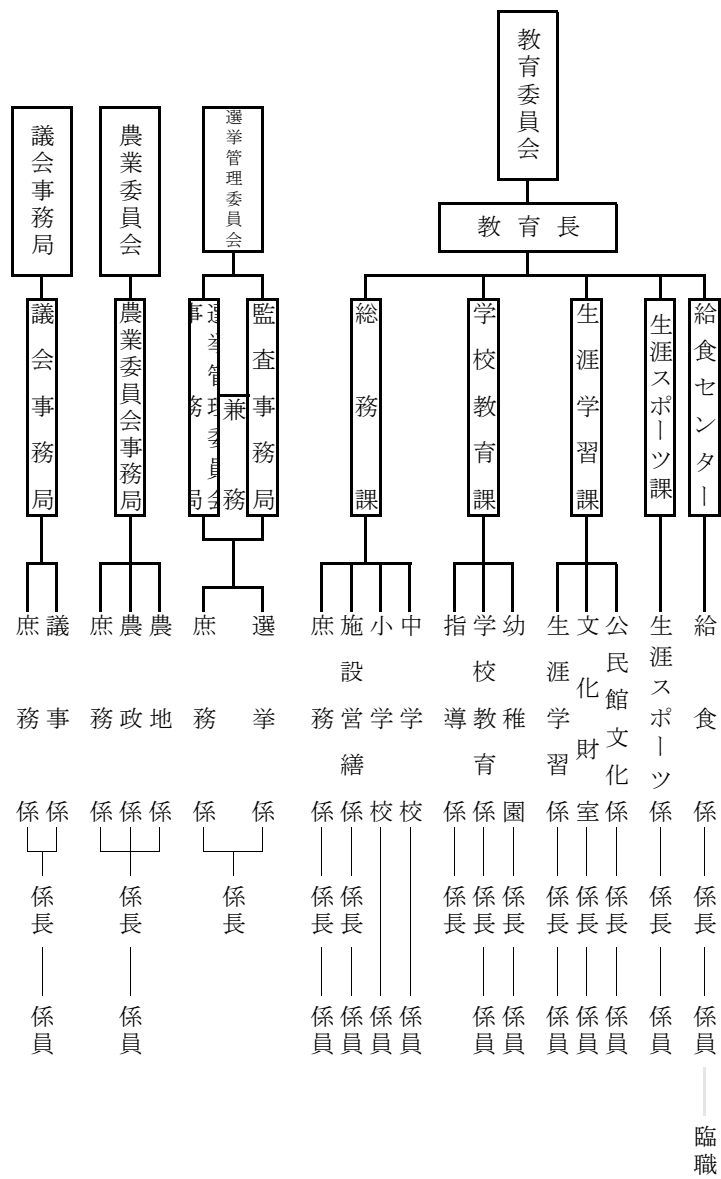
霧島町行政組織図（平成十六年四月一日）



隼人町行政組織機構図

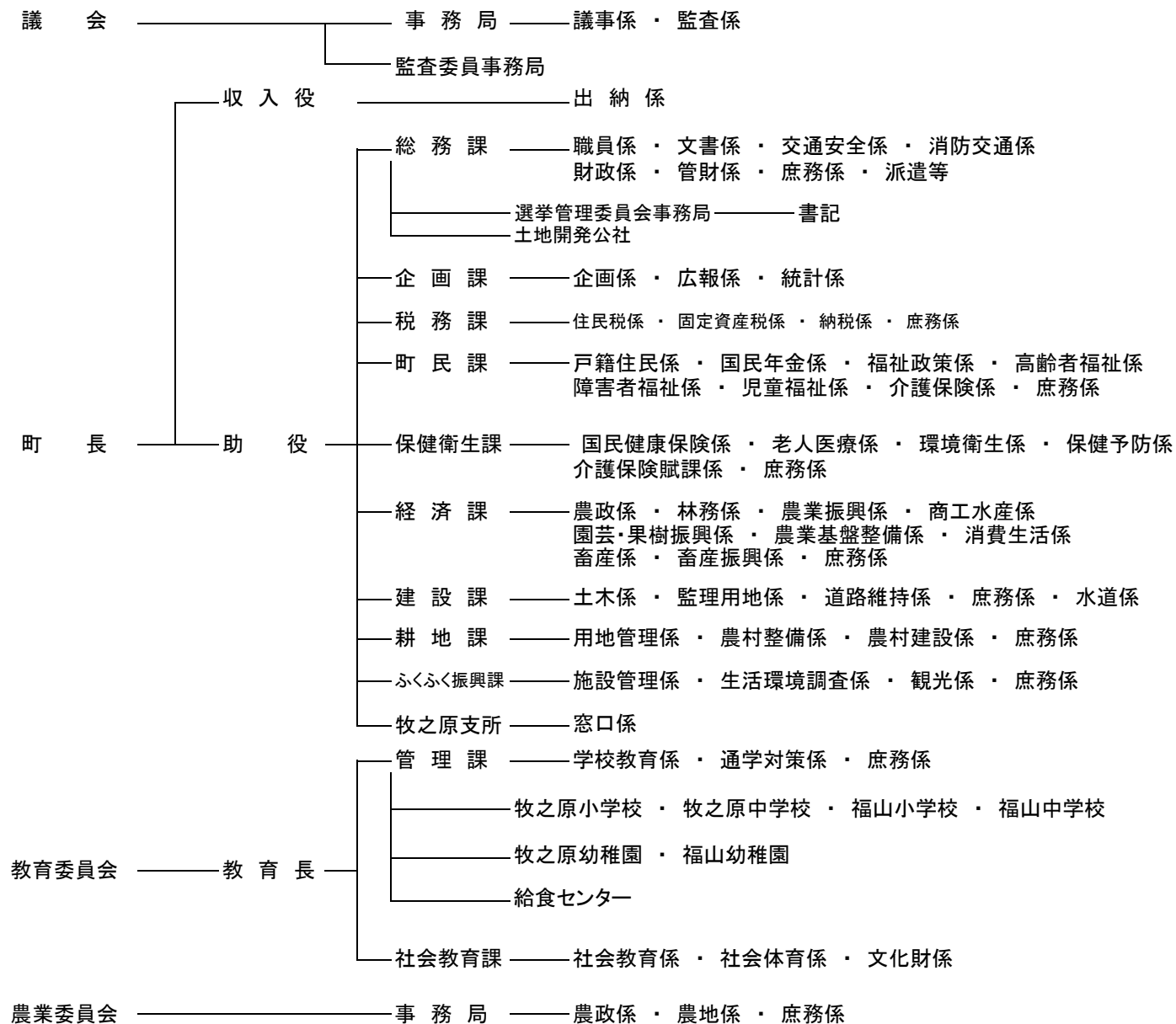
平成16年4月1日現在





福山町行政組織機構図

(平成16年4月1日 現在)



始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	1 4 事務組織及び機構の取扱い	関係項目	職名の種類
調整内容	新市における事務組織及び機構の整備基本方針は別紙のとおりとする。ただし、新市において、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。		

各市町の現況							
市町名	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
市 町 別 内 容 (職名の種類)	・特定職 対策監 ・部長級 部長 教育次長 議会事務局長 工事監査監 一部事務組合消防長 一部事務組合等事務局長 ・課長級 課長 所長 事務局長 副工事監査監 園長 議会事務局次長 国分中央高校事務長 館長 公社事務局長 市場事務局長 ・課長級以外 参事 課長補佐 所長補佐 園長 主幹 副館長 副園長 室長 保健技師長 係長 主任 主査 主事 技師 主事補 技師補	・課長級 課長 参事 一部事務組合消防長 議会事務局長 農委事務局長 ・課長級以外 補佐 事務長 主幹兼係長 係長 主査 主任 主事 技師 主事補 技師補	・課長級 参事 課長 議会事務局長 園長 所長 ・課長級以外 保育所長 補佐 主幹兼係長 係長 主査 主事 技師 主事補 技師補	・課長級 課長 議会事務局長 農業委員会事務局長 館長 事務長 保育所長 ・課長級以外 参事 補佐 係長 主査 主事 技師 主事補 技師補	・課長級 課長 議会事務局長 農業委員会事務局長 ・課長級以外 補佐 主幹 主査 主事 技師 主事補 技師補	・課長級 課長 議会事務局長 農業委員会事務局長 選管事務局長 室長 所長 参事 ・課長級以外 補佐 主幹 係長 副参事 主任 主査 主任主事 主任技師 主事 技師 定型主事 定型技師 主事補 技師補	・課長級 課長 議会事務局長 農業委員会事務局長 支所長 室長 事務長 参事 ・課長級以外 補佐 支所長補佐 主幹 係長 主査 主事 技師 主事補 技師補

地方自治法

(地方公共団体の法人格とその事務)

第2条 地方公共団体は、法人とする。

2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。(中略)

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

(執行機関の組織の原則)

第138条の3 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならない。

2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない

(支庁・地方事務所・支所等の位置)

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁(道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。)及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 [第4条](#)第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

(事務局の設置及び議会の職員)

第138条 都道府県の議会に事務局を置く。

2 市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

3 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

- 4 事務局を置かない市町村の議会に書記長、書記その他の職員を置く。但し、町村においては、書記長を置かないことができる。

(都道府県の部局・分課及び市町村の部課)

第 158 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

(出納員及び会計職員)

第 171 条 出納長又は収入役の事務を補助させるため出納員その他の会計職員を置く。ただし、町村においては、出納員を置かないことができる。

(選挙管理委員会書記その他の職員)

第 191 条 都道府県及び市の選挙管理委員会に書記長、書記その他の職員を置き、町村の選挙管理委員会に書記その他の職員を置く。

(監査委員事務局の設置)

第 200 条 都道府県の監査委員に事務局を置く。

- 2 市町村の監査委員に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。
- 3 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。
- 4 事務局を置かない市町村の監査委員の事務を補助させるため書記その他の職員を置く。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会事務局の設置)

第 18 条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。

- 2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。

先進事例

・周南市（山口県）

新市における組織及び機構の整備方針は次のとおりとする。ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

【総括調整方針】

次の事項を基本として新市の組織機構を整備する。

- （１）新市移行後も住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織機構
- （２）市民が利用しやすく、わかりやすい組織機構
- （３）市民の声を適正に反映することができる組織機構
- （４）簡素で効率的な組織機構
- （５）新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構
- （６）指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構
- （７）地方分権に柔軟に対応できる組織機構
- （８）新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構

【個別整備方針】

- （１）新市の組織は本庁と支所とし、合併時においては２市２町の現有庁舎を有効活用する。
- （２）徳山市役所を本庁とし、新南陽市役所、熊毛町役場、鹿野町役場については、現行組織から管理機能の一部を除き総合支所として設置する。
- （３）本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。
総合支所は、合併前の市町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き住民サービスを提供する総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策を企画立案し、また新市建設計画に予定される地域別整備方針の実現を任務とする。
- （４）２市２町の支所、出先機関は現行のまま存続する。
- （５）２市２町に設置されている行政委員会、委員及び附属機関については、原則として統合する。地域性により独自に設置されている附属機関等については、実態を考慮して整備する。
また、委員構成等については、２市２町の実状、地域性に配慮し適切な措置を講ずるものとする。

・篠山市(兵庫県)

- （１）新町の組織及び機構については、「新町行政組織・機構整備方針」に基づき整備する。
- （２）新町の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。

新町行政組織・機構の整備方針

新町における行政組織・機構は、次により整備するものとする。

新町における行政組織・機構については、事務所の位置は確定したが、庁舎が狭隘であること等により、すべてを統合し、一元化することは困難な状況にある。

しかしながら、合併の主旨をふまえ合併の効果を最大限活かすためには、できる限り組織・機構の統合一元化を進める必要がある。

このため、合併時における組織・機構については、次の事項を基本として整備するものとする。

- (1) 町民の声を適正に反映することのできる組織・機構
- (2) 町民が利用しやすい組織・機構
- (3) 指揮命令系統が分かりやすい組織・機構
- (4) 責任の所在が明確な組織・機構
- (5) 新町建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- (6) 簡素で効率的な組織・機構
- (7) 行政課題に即応できる組織・機構
- (8) 緊急時に即応できる組織・機構

・東宇和・三瓶町合併協議会（愛媛県）

1 新市の組織及び機構は、現在の明浜町、宇和町、野村町、城川町及び三瓶町の庁舎を有効活用したものとする。

- (1) 新市の事務所の位置が現在の5町の事務所の何れかに決定された場合、他の4町の事務所の位置には、現在の町の区域を所管し、現行組織から管理機能の一部を除いた組織を、総合支所として合併時に設置する。

- (2) 現在の支所、出張所及びその他の出先機関等は、合併後も現行のまま存続する。

2 新市の組織及び機構は、「新市における行政組織及び機構の整備方針」に基づき整備する。

3 新市の組織及び機構については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。

【新市における行政組織及び機構の整備方針】

合併時における組織及び機構は、次の事項を基本として整備するものとする。

ただし、合併後は常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

- 1 市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構
- 2 市民の声を適正に反映することができる組織・機構
- 3 緊急時に即応できる組織・機構
- 4 簡素で効率的な組織・機構
- 5 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
- 6 地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構

一部事務組合等の取扱いについて(協定項目15)

一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 国分地区消防組合、国分地区衛生管理組合、牧園・横川町衛生管理組合、始良東部地方卸売市場管理組合、国分・隼人公共下水道組合については、それぞれの構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、合併の日の前日をもって解散する。よって、その事務、財産及び職員は全て新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。
- 2 始良郡西部消防組合の構成団体である溝辺町、大口市外4町消防組合の構成団体である横川町については、合併の日の前日に関係の一部事務組合から脱退する。なお、財産及び職員の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
- 3 始良郡西部衛生処理組合の構成団体である溝辺町については、合併の日の前日に当該組合から脱退する。なお、財産及び職員の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。ただし、し尿処理については、新市において合併の日に旧溝辺町の区域を当該組合で処理することとし、その処理方法等については当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
- 4 伊佐北始良環境管理組合、伊佐北始良火葬場管理組合の構成団体である牧園町、横川町については、合併の日の前日に関係の一部事務組合から脱退し、新市において合併の日に関係組合に加入し、旧牧園町及び横川町の区域を当該組合で処理する。なお、処理方法等については当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
- 5 始良・伊佐環境保全センター管理組合の構成団体である国分市、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町、始良・伊佐地区介護保険組合の構成団体である国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町については、合併の日の前日に関係の一部事務組合から脱退し、新市において合併の日に関係組合に加入する。
- 6 始良地区滞納整理組合については、平成16年12月31日に組合を解散する。

平成16年5月27日提出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴 丸 明 人

一部事務組合総括表

協 議 項 目		15 一部事務組合等の取扱い							関係項目	一部事務組合総括表
業務の種類	団体名	各市町の現況（●は管理者の市町）							その他の構成市町村	調整内容
		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町		
消防	国分地区消防組合	●			○	○	○	○		国分地区消防組合については、構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、合併の日の前日をもって解散する。よって、その事務、財産及び職員は全て新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。
	始良郡西部消防組合		○						●始良町、加治木町、蒲生町、吉田町	始良郡西部消防組合の構成団体である溝辺町については、合併の日の前日に当該組合から脱退する。なお、財産及び職員の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
	大口市外4町消防組合			○					●大口市、菱刈町、吉松町、栗野町	大口市外4町消防組合の構成団体である横川町については、合併の日の前日に当該組合から脱退する。なお、財産及び職員の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
ごみ処理 し尿処理 火葬場	国分地区衛生管理組合（全て）	●				○	○	○		国分地区衛生管理組合については、構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、合併の日の前日に当該組合を解散し、合併の日に全ての事務、財産及び職員を新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。
	始良郡西部衛生処理組合（全て）		○						始良町 ●加治木町 蒲生町 吉田町	始良郡西部衛生処理組合の構成団体である溝辺町については、合併の日の前日に当該組合から脱退する。なお、財産及び職員の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。ただし、し尿処理については、新市において合併の日に旧溝辺町の区域を当該組合で処理することとし、その処理方法等については当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
	伊佐北始良環境管理組合（ごみのみ）			○	○				大口市 ●菱刈町 吉松町 栗野町	伊佐北始良環境管理組合の構成団体である牧園町、横川町については、合併の日の前日に当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入し、旧牧園町及び横川町の区域を当該組合で処理する。なお、処理方法等については当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
	牧園・横川町衛生管理組合（し尿のみ）			○	●					牧園・横川町衛生管理組合については、構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、合併の日の前日をもって解散する。よって、その事務、財産及び職員は全て新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。
	伊佐北始良火葬場管理組合			○	○				大口市 ●菱刈町 吉松町 栗野町	伊佐北始良火葬場管理組合の構成団体である牧園町、横川町については、合併の日の前日に当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入し、旧牧園町及び横川町の区域を当該組合で処理する。なお、処理方法等については当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
環境保全	始良・伊佐環境保全センター管理組合	○		●	○	○	○	○	大口市 菱刈町 吉松町 栗野町	始良・伊佐環境保全センター管理組合の構成団体である国分市、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町については、合併の日の前日に当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
介護保険	始良・伊佐地区介護保険組合	●	○	○	○	○	○	○	大口市、菱刈町、吉松町、栗野町、始良町、加治木町	始良・伊佐地区介護保険組合の構成団体である国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町については、合併の日の前日に当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
税務	始良地区滞納整理組合	○			○	○	○	○	始良町、●加治木町	始良地区滞納整理組合については、平成16年12月31日に組合を解散する。
卸売市場	始良東部地方卸売市場管理組合	●		○	○	○	○	○		始良東部地方卸売市場管理組合については、構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、合併の日の前日をもって解散する。よって、その事務、財産及び職員は全て新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。
下水道	国分・隼人公共下水道組合	●					○			国分・隼人公共下水道組合については、構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、合併の日の前日をもって解散する。よって、その事務、財産及び職員は全て新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	15 一部事務組合等の取扱い	関係項目	消防組合
調整の内容	1 国分地区消防組合については、構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、合併の日の前日をもって解散する。よって、その事務、財産及び職員は全て新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。 2 始良郡西部消防組合の構成団体である溝辺町については、合併の日の前日に当該組合から脱退する。なお、財産及び職員の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。 3 大口市外4町消防組合の構成団体である横川町については、合併の日の前日に当該組合から脱退する。なお、財産及び職員の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。		

団体名	国分地区消防組合	始良郡西部消防組合	大口市外4町消防組合	調整の具体的内容
設立年月日	昭和44年4月1日	昭和46年4月1日	昭和49年4月1日	国分地区消防組合については、構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、合併の日の前日をもって解散する。よって、その事務、財産及び職員は全て新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。 始良郡西部消防組合の構成団体である溝辺町については、合併の日の前日に当該組合から脱退する。なお、財産及び職員の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。 大口市外4町消防組合の構成団体である横川町については、合併の日の前日に当該組合から脱退する。なお、財産及び職員の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
構成市町	1市4町 国分市、霧島町、隼人町、福山町、牧園町	5町 始良町、加治木町、蒲生町、吉田町、溝辺町	1市4町 大口市、菱刈町、吉松町、栗野町、横川町	
所在地	本部 国分市向花1291-1	本部 加治木町木田2040	本部 大口市目丸132-1	
処理する事務	消防及び防災に関する事務（消防団に関する事務を除く。）	消防に関する事務	消防業務	
職員数（人）	137(内構成市町より出向1)	118(内構成市町より出向1)	93(内構成市町より出向1)	
平成16年度 予算額（千円）	1,432,700	990,800	921,175	
平成16年度 各市町負担金 （千円）	国分市 566,263 隼人町 406,228 牧園町 151,660 霧島町 117,120 福山町 132,057 計 1,373,328	始良町 389,992 加治木町 229,986 蒲生町 99,673 吉田町 79,127 溝辺町 109,434 計 908,212	大口市 312,091 菱刈町 160,069 吉松町 104,814 栗野町 142,150 横川町 109,621 計 828,745	
地方債現在高（千円）	1,270,364	392,855	217,570	
基金保有額（千円）	837,690	135,406	476,880	
財産	土地(㎡)	15,572.92	14,745.36	構成市町無償貸付(9,751.50)
	建物(㎡)	5,739.58	2,075.17	1,767.08
	車両(台)	29	27	23

※地方債現在高は、平成14年度決算統計資料に基づく。 ※職員数は平成15年4月1日現在である。
 ※基金保有額は、平成15年5月末現在の数値である。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項		15 一部事務組合等の取扱い	関 係 項 目	国分地区衛生管理組合
調整の内容		4 国分地区衛生管理組合については、構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、合併の日の前日に当該組合を解散し、合併の日に全ての事務、財産及び職員を新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。		

団体名	国分地区衛生管理組合			調整の具体的内容 国分地区衛生管理組合については、構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、合併の日の前日に当該組合を解散し、合併の日に全ての事務、財産及び職員を新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。
設立年月日	昭和50年4月1日			
構成市町	1市3町 国分市、霧島町、隼人町、福山町			
処理する事務	ごみ処理	し尿処理	火葬	
名称	国分地区敷根清掃センター	国分地区し尿処理場	国分共同斎場	
所在地	国分市敷根2256－1	隼人町住吉522－16	国分市名波町16－19	
供用開始	平成15年4月1日から下記施設で供用開始	最終改修 平成10年 (窒素・リン除去対策)	昭和39年6月炉数2基でスタート 平成2年5月から下記施設で供用開始	
処理能力	○可燃物処理施設 ・処理能力 162t/24h(81t/24h×2炉) ○不燃物処理施設 ・処理能力 23t/5h	処理能力 し尿80kl/日 (365日) 単独浄化槽10kl/日 (365日)	【稼働状況】 大型炉1基 標準炉4基 汚物炉1基 予備炉スペース1基 火葬体 (平成14年度) 大人 901体/年 小人 17体/年 改葬等 221体/年 計 1139体/年	
処理量	○可燃物処理施設H14平均受入量 (365日) ・受入量 29,985t/年 82t/日 ○不燃物処理施設H14平均受入量 (365日) ・受入量 2,824t/年 7.7t/日	H14平均搬入量(365日) 生し尿27,007kl/年 73kl/日 単独浄化槽18,219kl/年 49kl/日 合併浄化槽21,569kl/年 59kl/日 (うち海洋投棄25,480kl/年 69kl/日)		
職員数	事務局 (国分市役所) 局長1名 (国分市より出向) 職員4名 (国分市から出向3名、組合採用1名) 嘱託1名 (組合採用)			
	職員12名 シルバー(嘱託)1名 業者委託民間25名 事務補佐員1名	職員4名 シルバー(嘱託)1名	職員1名 業者委託民間5名	
平成16年度予算	2,229,500千円 (組合全体額) 各市町負担金 1,101,910千円 (均等割25% 実績割75%)			
	651,247千円 (衛生費)	1,090,885千円 (衛生費)	55,781千円 (衛生費)	
平成16年度各市町負担金	663,827千円 国分市311,021千円、隼人町227,120千円 福山町63,858千円、霧島町61,827千円	388,884千円 国分市163,012千円、隼人町133,930千円 福山町46,871千円、霧島町45,071千円	49,199千円 国分市20,811千円、隼人町15,463千円 福山町6,928千円、霧島町5,998千円	
	債務	地方債6,023,100千円 (H15年度末現在)	なし	
基金	財政調整基金なし 退職手当準備基金166千円 (平成15年度末現在)			
財産等	○財産等 土地65,833.03㎡ 建物24,788.94㎡	○財産等 土地14,585㎡ (うち公衆用道路1,670㎡) 建物2,225.83㎡	○財産等 土地8,007.62㎡ 建物1,495.17㎡	
	○債務 平成14年度末現在高6,750,819,000円 ○その他 埋立最終処分場 (管理型) 昭和53年3月操業開始 埋立容量 90,000㎡			

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	15 一部事務組合等の取扱い	関 係 項 目	始良郡西部衛生処理組合
調整の内容	5 始良郡西部衛生処理組合の構成団体である溝辺町については、合併の日の前日に当該組合から脱退する。なお、財産及び職員の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。ただし、し尿処理については、新市において合併の日に旧溝辺町の区域を当該組合で処理することとし、その処理方法等については当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。		

団体名	始良郡西部衛生処理組合			調整の具体的内容 始良郡西部衛生処理組合の構成団体である溝辺町については、合併の日の前日に当該組合から脱退する。なお、財産及び職員の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。ただし、し尿処理については、新市において合併の日に旧溝辺町の区域を当該組合で処理することとし、その処理方法等については当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
構成市町	5町 始良町、加治木町、蒲生町、吉田町、溝辺町			
設立年月日	昭和39年8月1日			
処理する事務	ごみ処理	し尿処理	火葬	
名称	吉田清掃センター	西始良クリーンセンター	西始良斎場	
所在地	吉田町本城91番地	加治木町木田5348－26	始良町鍋倉400番地	
供用開始	昭和53年8月	平成12年3月から下記施設で供用開始	昭和48年3月	
処理能力	○処理能力 25t/日×2基（24時間運転）	○処理能力　195kl/日 し尿77kl/日 浄化槽汚泥118kl/日	【稼働状況】（平成14年度） 火葬炉3基 再燃炉1基 火葬体838体/年 （うち溝辺町73体/年）	
処理量	○処理量（H14年度） 24,824t/年（稼働日数268日） 92t/日 （うち溝辺町2,798t/年、10t/日）	○処理量（H14年度） 75,019kl/年（稼働日数365日） 205kl/日 （うち溝辺町9,886kl/年、27kl/日）		
職員数	職員4名　事務局長（加治木町より出向）、事務局次長、庶務係、会計係（組合採用3名）　臨時職員2名			
	職員5名（場長、外4名） 夜間運転委託業務8名	職員10名（場長、外9名） 試験室委託業務1名	職員2名（管理人、外1名） 運転委託業務2名	
平成16年度予算	1,049,233千円（全体）			
	塵芥処理費365,466千円	し尿処理費236,650千円	火葬場費30,988千円	
平成16年度各町負担金	始良町322,914,519円、加治木町198,970,220円、蒲生町81,819,188円、溝辺町112,630,804円、吉田町105,793,269円			
債務	地方債64,332千円（H15年度末残高）	地方債2,816,280千円（H15年度末残高）	なし	
基金	財政調整基金積立基金残高326,521千円（H16年2月現在）			
財産等	○財産等 土地　10,896.01㎡ 建物　1,335.50㎡	○財産等 土地　10,287.76㎡ 建物　4,645.37㎡	○財産等 土地　4,980㎡　5,239.87㎡ 建物　490㎡	
	○その他 西別府最終処分場 供用開始　昭和61年3月　処理能力70立方メートル/日　埋立容積34,000立方メートル　土地25,454㎡　建物70.70㎡ 西別府購入地（予定地）土地81,294㎡			

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	15 一部事務組合等の取扱い	関 係 項 目	伊佐北始良環境管理組合
調整の内容	6 伊佐北始良環境管理組合の構成団体である牧園町、横川町については、合併の日の前日に当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入し、旧牧園町及び横川町の区域を当該組合で処理する。なお、処理方法等については当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。		

団体名	伊佐北始良環境管理組合	調整の具体的内容
設立年月日	昭和51年10月12日	伊佐北始良環境管理組合の構成団体である牧園町、横川町については、合併の日の前日に当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入し、旧牧園町及び横川町の区域を当該組合で処理する。なお、処理方法等については当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
構成市町	1市5町 大口市、菱刈町、吉松町、栗野町、横川町、牧園町	
処理する事務	ごみ処理施設の設置、維持及び管理その他ごみ処理に関する事務を共同処理する。	
名称	伊佐北始良環境管理組合 未来館	
所在地	菱刈町南浦880番地56	
供用開始	平成15年4月1日より下記施設で供用開始	
処理能力	○可燃物処理施設 ・処理能力80t/日（40t/24h×2炉） ○不燃物処理施設（大口市を除く） ・処理能力19t/5h	
処理量	可燃ごみ処理量 11,164t/年（275日） 41t/日 資源・粗大・不燃ごみ 1,773t/年（275日） 6t/日	
職員数	職員10名（うち局長1名が菱刈町から出向、他は組合採用） 委託等27名	
平成16年度予算	531,110千円	
平成16年度各市町負担額	488,823千円 牧園町76,755千円、栗野町60,138千円、横川町48,811千円、吉松町50,657千円、大口市133,062千円、菱刈町119,400千円	
債務	地方債4,150,983,815円(H15年度末現在)	
基金	機械保全基金143,802千円(H14年度末現在高)	
財産等	土地45,229㎡ 建物(延面積計)7,916㎡(H14年度末現在) 物品(H14年度末現在) 貨物運搬車2台、ホイローダー3台、小型貨物自動車1台、ミニショベル1台、フォークリフト1台	

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	15 一部事務組合等の取扱い	関 係 項 目	牧園・横川町衛生管理組合
調整の内容	7 牧園・横川町衛生管理組合については、構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、合併の日の前日をもって解散する。よって、その事務、財産及び職員は全て新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。		

団体名	牧園・横川町衛生管理組合	調整の具体的内容
設立年月日	昭和46年1月29日	牧園・横川町衛生管理組合については、構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、合併の日の前日をもって解散する。よって、その事務、財産及び職員は全て新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。
構成市町	2町 牧園町、横川町	
処理する事務	し尿処理施設の設置、維持及び管理その他し尿処理に関する事務を処理する。	
名称	牧園・横川町衛生管理組合 し尿処理施設「清水館」	
所在地	牧園町宿窪田1516	
供用開始	平成10年11月（試運転含む）	
処理能力	36kl/日 生し尿14kl/日 浄化槽汚泥22kl/日	
処理量	（平成13年度） 生し尿 平成13年度平均13kl/日 浄化槽汚泥 平成13年度平均18.3kl/日	
職員数	職員4名（うち牧園町から出向1名、組合採用3名） 臨時職員2名	
平成16年度予算	134,294千円	
平成16年度各町負担額	牧園町87,720千円 横川町37,646千円	
債務	地方債556,816,954円（平成15年度末現在）	
基金	施設機械保全基金140,238,263円（H14年度末現在）	
財産等	し尿処理施設 土地940.47㎡ 建物1,677.88㎡ その他の処理施設 土地6,047.12㎡ 2トンドンプ1台、軽乗用車1台、軽ダンプ1台	

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	15 一部事務組合等の取扱い	関 係 項 目	伊佐北始良火葬場管理組合
調整の内容	8 伊佐北始良火葬場管理組合の構成団体である牧園町、横川町については、合併の日の前日に当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入し、旧牧園町及び横川町の区域を当該組合で処理する。なお、処理方法等については当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。		

団体名	伊佐北始良火葬場管理組合	調整の具体的内容
設立年月日	昭和52年12月22日	伊佐北始良火葬場管理組合の構成団体である牧園町、横川町については、合併の日の前日に当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入し、旧牧園町及び横川町の区域を当該組合で処理する。なお、処理方法等については当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
構成市町	1市5町 大口市、菱刈町、吉松町、栗野町、横川町、牧園町	
処理する事務	火葬	
所在地	菱刈町重留444番地	
供用開始	昭和54年8月	
施設概要	標準炉 4炉	
職員数	職員2名（うち組合採用2名） 臨時3名	
平成16年度予算	28,710千円	
平成16年度各市町負担金	大口市6,473千円、菱刈町3,076千円、栗野町2,247千円、横川町1,688千円 吉松町1,348千円、牧園町2,086千円	
債務	なし	
基金	なし	
財産等	土地（地積） 敷地17,782㎡ 道路2,878㎡ 計20,660㎡ 建物 木造（延面積）管理棟61㎡ 非木造（延面積）炉棟451㎡ 待合棟496㎡ 計947㎡ 建物延面積計1,008㎡	

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	15 一部事務組合等の取扱い	関 係 項 目	始良・伊佐環境保全センター管理組合
調整の内容	9 始良・伊佐環境保全センター管理組合の構成団体である国分市、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町については、合併の日の前日に当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。		
団体名	始良・伊佐環境保全センター管理組合		調整の具体的内容 始良・伊佐環境保全センター管理組合の構成団体である国分市、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町については、合併の日の前日に当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
設立年月日	昭和48年9月1日		
構成市町	2市8町 国分市、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町、大口市、菱刈町、栗野町、吉松町		
処理する事務	生活環境の保全上必要な公害物質の測定、分析等の公害対策を合理的かつ、効率的に行なうための施設の設置及び管理に関する事務を共同処理する。		
所在地	始良郡横川町中ノ4937番地		
職員数	職員3名（組合採用）、嘱託1名（管理者が任命）、臨時職員2名		
平成16年度予算	38,288千円		
平成16年度各市町負担金	38,176千円 国分市7,127千円、大口市6,582千円、隼人町5,973千円、福山町1,647千円、霧島町1,461千円 牧園町3,672千円、横川町2,774千円、栗野町3,159千円、吉松町2,294千円、菱刈町3,487千円 均等割20％（7,635,200円） 人口割20％（7,635,200円） 分析実績割60％（22,905,600円）		
債務	なし		
基金	20,112,263円（平成15年度末積立金）		
財産	公共用財産 事務室及び実験室 171.8㎡（延面積） その他の施設 23.06㎡（延面積）		

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	15 一部事務組合等の取扱い	関 係 項 目	始良・伊佐地区介護保険組合
調整の内容	10 始良・伊佐地区介護保険組合の構成団体である国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町については、合併の日の前日に当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。		

団体名	始良・伊佐地区介護保険組合	調整の具体的内容
設立年月日	平成11年6月1日	始良・伊佐地区介護保険組合の構成団体である国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町については、合併の日の前日に当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
構成市町	2市11町 国分市、大口市、始良町、加治木町、溝辺町、横川町、栗野町、吉松町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町、菱刈町	
処理する事務	介護保険法に基づく介護認定審査会の審査判定業務並びに要介護認定及び要支援認定に関する事務	
所在地	国分市中央3丁目45番1号（国分市役所内）	
職員数	職員数8名 国分市4名、菱刈町1名、始良町1名、牧園町1名、福山町1名	
平成16年度予算	136,900千円	
平成16年度各市町負担金	112,000千円 国分市14,976千円、大口市10,215千円、加治木町9,813千円、始良町16,175千円、溝辺町4,888千円、横川町5,448千円、栗野町6,641千円、吉松町5,040千円、牧園町7,231千円、霧島町4,534千円、隼人町14,324千円、福山町5,289千円、菱刈町7,426千円	
債務	なし	
基金	なし	
財産等	小型貨物自動車1台（1500CC）	

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	15 一部事務組合等の取扱い	関 係 項 目	始良地区滞納整理組合
調整の内容	11 始良地区滞納整理組合については、平成16年12月31日に組合を解散する。		
団体名	始良地区滞納整理組合		調整の具体的内容
設立年月日	昭和61年3月24日		始良地区滞納整理組合については、平成16年12月31日に組合を解散する。
構成市町	1市6町 国分市、始良町、加治木町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町		
処理する事務	地方税法の規定に基づく市町税（委託にかかる県税を含む。）のうち、各構成市町の通知により移管された滞納者に対して動産・不動産等の差押という滞納処分に関する事務を各構成市町の税務課と連携をとり、共同処理を行う。		
所在地	始良郡加治木町本253		
職員数	職員4名 臨時職員2名 うち市町から出向4名 国分市1名、加治木1名、始良町1名、隼人町1名		
平成16年度予算	52,042千円		
平成16年度各市町負担金	46,236千円 国分市7,116千円、加治木町10,067千円、始良町7,175千円、牧園町3,551千円、隼人町9,964千円 福山町4,392千円、霧島町3,971千円		
債務	なし		
基金	職員退職手当準備基金3,114千円（平成16年4月現在）		
財産等	(20万円以上) 軽自動車2台 小型乗用自動車1台 パソコン等一式		

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	15 一部事務組合等の取扱い	関 係 項 目	始良東部地方卸売市場管理組合
調整の内容	12 始良東部地方卸売市場管理組合については、構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、合併の日の前日をもって解散する。よって、その事務、財産及び職員は全て新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。		
団体名	始良東部地方卸売市場管理組合		調整の具体的内容 始良東部地方卸売市場管理組合については、構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、合併の日の前日をもって解散する。よって、その事務、財産及び職員は全て新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。
設立年月日	昭和60年4月開設		
構成市町	1市5町 国分市、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町		
処理する事務	管理、庶務事務		
所在地	国分市広瀬1629－1		
職員数	職員1名（国分市から出向）、臨時職員1名		
平成16年度予算	33,472千円		
平成16年度各市町負担金	8,721,000円 国分市3,294,326円、横川町1,022,131円、牧園町822,608円、霧島町979,367円 隼人町1,547,016円、福山町1,055,552円		
債務	50,803,055円(平成15年度末現在)		
基金	財政調整基金 22,280千円（平成14年度末現在）		
財産等	非木造延面積3,894.6㎡		

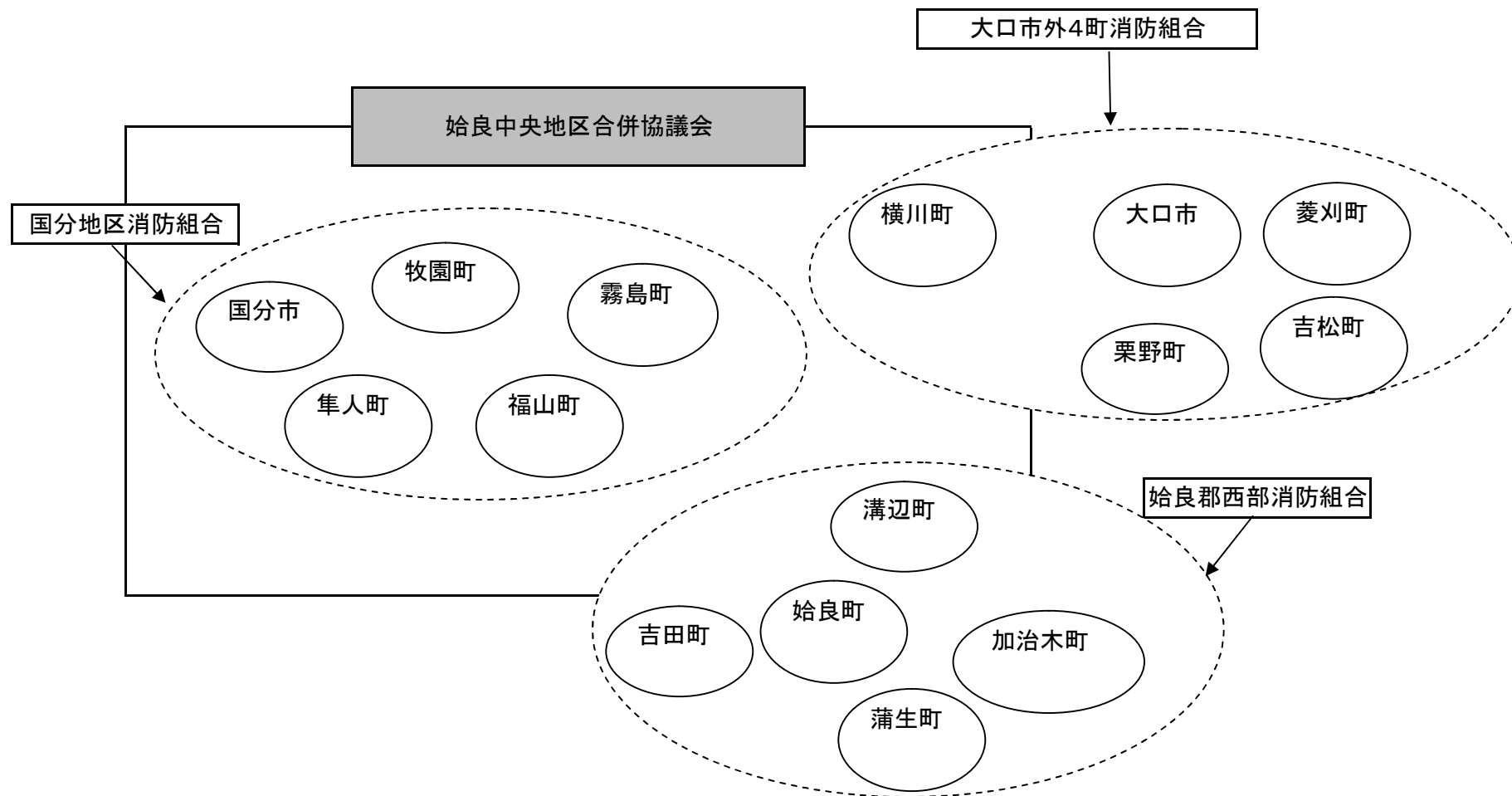
始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

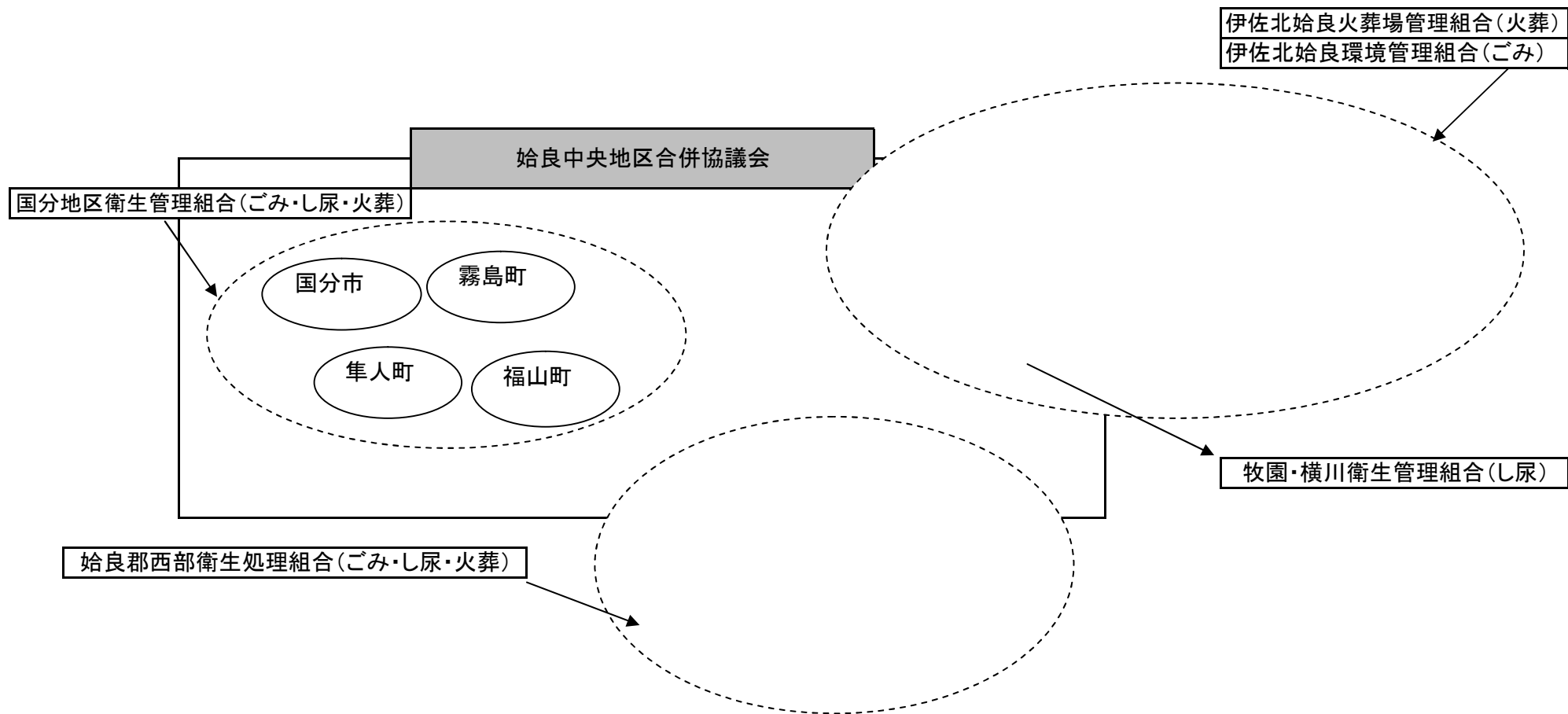
協 議 事 項	15	一部事務組合等の取扱い	関 係 項 目	国分・隼人公共下水道組合
調整の内容	13	国分・隼人公共下水道組合については、構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、合併の日の前日をもって解散する。よって、その事務、財産及び職員は全て新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。		

団体名	国分・隼人公共下水道組合					調整の具体的内容 国分・隼人公共下水道組合については、構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、合併の日の前日をもって解散する。よって、その事務、財産及び職員は全て新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。
設立年月日	平成元年8月1日					
構成市町	1市1町 国分市、隼人町					
処理する事務	公共下水道事業に関する事務					
所在地	国分市広瀬2061－1					
処理量	平成14年度末実績	平成15年度末見込	平成16年度末計画	平成17年度末計画	平成18年度末計画	
処理区域面積(h a)	523	578	618	655	685	
処理区域内人口(人)	22,044	24,180	25,686	27,095	28,210	
日平均処理汚水量(m3/日)	5,187	6,003	6,856	7,530	8,148	
日最大処理汚水量(m3/日)	5,601	6,146	7,052	7,745	8,381	
職員数	職員15名 委託6名 臨時職員3名 国分市より出向5名、隼人町より出向1名、組合採用9名					
平成16年度予算	1,580,000千円					
平成16年度各市町負担金	国分市455,307千円（うち国分市90,954千円、交付税364,353千円） 隼人町84,350千円					
債務	地方債8,119,169千円（平成14年度末現在）					
基金	特定建設事業基金80,435千円（15年度見込） 退職準備基金37,937千円（15年度見込）					
財産等	土地：処理場44,588㎡・国分ポンプ場1,485㎡・隼人ポンプ場711㎡ 建物：ポンプ棟1,141.29㎡・管理棟1,916.26㎡・送風機棟566.74㎡ 滅菌棟79.32㎡・国分ポンプ場451.67㎡・隼人ポンプ場316.14㎡・車庫55㎡					

合併関係市町と一部事務組合の関係(消防)



合併関係市町と一部事務組合の関係(環境)



始良中央地区合併協議会の調整内容

協定項目	15 一部事務組合の取扱い	関係項目	参考資料(関係法令抜粋)
------	---------------	------	--------------

○市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年3月29日法律6号）

（一部事務組合等に関する特例）

第9条の2 市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関係市町村（以下この項において「編入をする市町村」という。）に編入される合併関係市町村のうちに地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の一の地方公共団体（以下この項において「他の地方公共団体」という。）と一部事務組合又は広域連合（これらのうち当該編入をする市町村の加入していないものに限る。）を組織しているものがある場合においては、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理若しくは処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができる。この場合においては、同法第286条第1項本文又は第291条の3第1項本文の規定の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 地方自治法第290条又は第291条の3第2項、第5項及び第6項並びに第291条の11並びに第293条第1項の規定は、前項の場合について準用する。

○地方自治法（抄）

（組合の種類及び設置）

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

（解散）

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（財産処分）

第289条 第286条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条、第288条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

一部事務組合等の取扱い 先進事例

川薩地区法定合併協議会その1(鹿児島県)

- 1 川内地区消防組合、西薩衛生処理組合、甕島衛生管理組合、上甕島バス企業団については、組合構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、消滅することとなる。よって、合併の日に全ての事務、財産及び職員を新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。
- 2 祁答院地区消防組合の構成団体である祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市の直轄事業として行う。財産及び職員の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
- 3 祁答院地方卸売市場管理組合の構成団体である入来町、祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退する。財産の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
- 7 土地開発公社については、次のとおりとする。
 - (1) 川内市土地開発公社は、定款変更により新市の土地開発公社として存続し、財産等を引き継ぐものとする。
 - (2) 鹿児島県町村土地開発公社樋脇町支社、東郷町支社、里村支社、上甕村支社、下甕村支社、鹿島村支社及び祁答院地区土地開発公社祁答院町支社は、合併の日の前日までに鹿児島県町村土地開発公社及び祁答院地区土地開発公社を脱退し、解散する。各支社の財産等は、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。
 - (3) 入来町土地開発公社は、合併の日の前日までに解散する。財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。

川薩地区法定合併協議会その2(鹿児島県)

- 1 薩摩郡東部衛生処理組合の構成団体である入来町と祁答院町については、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において合併の日に旧入来町・祁答院町の区域を当該組合に委託する。委託料の額及び財産並びに職員の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
- 2 串木野樋脇清掃組合の構成団体である樋脇町については、合併の日の前日に当該組合を脱退する。当該組合は、組合構成団体が1団体になるため解散することになる。
新市における旧樋脇町の区域は合併の日に串木野市に委託することとし、委託料の額及び財産の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
- 3 川薩地区介護保険組合の構成団体である川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甕村・下甕村・鹿島村については、合併の日の前日に当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

指宿地区4市町合併協議会(鹿児島県)

- 1 指宿広域市町村圏組合については、合併の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員等は全て新市に引き継ぐものとする。
 - ① 共同処理の火葬場の設置、管理及び運営について、合併前に構成市町のどちらかが組合から離脱するときは、離脱以降の火葬場の設置、管理及び運営に係る事務及び財産の取扱いについては、指宿市及び喜入町の協議に委ねるものとする。
 - ② 共同事務の介護認定審査会の審査判定業務については、合併の日の前日までは、指宿広域市町村圏組合による共同事務として行うものとし、解散以降の事務については、全て新市に引き継ぐものとする。ただし、合併前に構成市町の組合からの離脱があるときは、合併までの間の事務については、残りの構成市町による共同事務として引き続き処理するものとする。
- 2 指宿地区消防組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員等はすべて新市に引き継ぐものとする。
- 3 山川町、頰娃町及び開聞町は鹿児島県町村土地開発公社を合併の前日までに脱退し、所有する財産を指宿市土地開発公社へ譲渡する。
- 4 指宿市土地開発公社については、新市において(新市名)土地開発公社として存続する。

宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会(愛媛県)

- 一部事務組合
- 宇和島地区広域事務組合については、宇和島市、吉田町、三間町及び津島町は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- 土地開発公社
- 宇和島市土地開発公社については、新市の宇和島市土地開発公社として存続するものとする。
- 吉田町土地開発公社及び津島町土地開発公社については、所有する財産を宇和島市土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散するものとする。
- 三間町は合併の日の前日までに鬼北土地開発公社を脱退し、所有する財産は宇和島市土地開発公社に譲渡するものとする。
- 水道企業団
- 南予水道企業団については、宇和島市、吉田町及び三間町は合併の前日をもって当該企業団から脱退し、新市において合併の日に当該企業団に加入する。
- 津島水道企業団については、宇和島市及び津島町は合併の前日をもって当該企業団から脱退し、新市において合併の日に当該企業団に加入する。
- 住宅協会、第3セクター等
1. 財団法人宇和島住宅協会に宇和島市が拠出した寄附金については、新市に引き継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。
 2. 株式会社みま産業振興公社に三間町が出資している出資金については、新市に引き継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。

その他事業【交通災害共済事業】の取扱いについて(協定項目25-27-④)

その他事業【交通災害共済事業】の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 交通災害共済事業については、国分市を除く6町は鹿児島県町村交通災害共済組合及び構成団体と協議を行い、合併の日の前日に組合から脱退し、現在の国分市方式に合わせ新市直轄事業として実施する。
- 2 共済掛け金の額は、500円に統一し、給付内容については合併までに調整する。
- 3 国分市の小、中学生、高齢者に対する免除制度は、合併時に一旦廃止し、その後新市において、健全な事業運営のあり方を含め検討する。

平成16年 5月27日 提 出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴 丸 明 人

始良中央地区合併協議会の調整内容

協議事項	交通災害共済制度
調整方針	1 交通災害共済事業については、国分市を除く6町は鹿児島県町村交通災害共済組合及び構成団体と協議を行い、合併の日の前日に組合から脱退し、現在の国分市方式に合わせ新市直轄事業として実施する。 2 共済掛け金の額は、500円に統一し、給付内容については合併までに調整する。 3 国分市の小、中学生、高齢者に対する免除制度は、合併時に一旦廃止し、その後新市において健全な事業運営のあり方を含め検討する。

各市町の現況（交通災害共済制度）				
項 目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
方 式	市直轄（特別会計運用） 国分市交通災害共済特別会計	町村会交通災害共済組合へ加入 鹿児島県町村交通災害共済組合溝辺支部	町村会交通災害共済組合へ加入 鹿児島県町村交通災害共済組合横川支部	町村会交通災害共済組合へ加入 鹿児島県町村交通災害共済組合牧園支部
目 的	交通事故により被害を受けた者の救済	交通事故により被害を受けた者、 またはその遺族の救済	交通事故により被害を受けた者、 またはその遺族の救済	交通事故により被害を受けた者、 またはその遺族の救済
加 入 資 格	市内に住民登録、または外国人登録している者	町内に住民登録、または外国人登録している者	町内に住民登録、または外国人登録している者	町内に住民登録、または外国人登録している者
共 済 期 間	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日
共済会費（掛け金）	年：365円	年：500円	年：500円	年：500円
免 除 等	小、中学生及び当該年度の4月1日現在で70歳以上の者	該当なし	該当なし	該当なし
見 舞 金	死亡－900,000円 傷害見舞金－10,000円 入院見舞金一日：700円 （180日超：126,000円加算） 通院見舞金一日：600円 （180日超：108,000円加算）	死亡－1,000,000円 治療実日数180日以上－180,000円 150日以上180日未満－135,000円 120日以上150日未満－115,000円 90日以上120日未満－95,000円 60日以上90日未満－75,000円 30日以上60日未満－55,000円 15日以上30日未満－35,000円 7日以上15日未満－25,000円	死亡－1,000,000円 治療実日数180日以上－180,000円 150日以上180日未満－135,000円 120日以上150日未満－115,000円 90日以上120日未満－95,000円 60日以上90日未満－75,000円 30日以上60日未満－55,000円 15日以上30日未満－35,000円 7日以上15日未満－25,000円	死亡－1,000,000円 治療実日数180日以上－180,000円 150日以上180日未満－135,000円 120日以上150日未満－115,000円 90日以上120日未満－95,000円 60日以上90日未満－75,000円 30日以上60日未満－55,000円 15日以上30日未満－35,000円 7日以上15日未満－25,000円
請 求 期 間	事故の発生した時から1年	事故の発生した時から2年	事故の発生した時から2年	事故の発生した時から2年
審 査 会	国分市交通災害共済審査会を設置	上記組合にて審査業務を行う	上記組合にて審査業務を行う	上記組合にて審査業務を行う
加 入 者 数（人）	30,828	4,113	4,089	6,426
加入率（加入者数÷人口）	58.53%	48.08%	75.93%	68.64%
収入（会費、掛け金（円）	4,989,550	2,056,500	2,044,500	3,213,000
支出（見舞金）（円）	9,246,400	825,000	1,520,000	1,380,000
見舞金支払い件数（件）	120	15	28	19
一般会計支出額（円）	2,156,785	0	0	0
基金取崩し額（円）	2,193,000	0	0	0

※加入者数、加入率は平成14年4月1日現在である。

※収入、支出、見舞金支払い件数、一般会計支出額、基金取崩し額は、平成14年度決算額による。

始良中央地区合併協議会の調整内容

協議事項	交通災害共済制度
調整方針	1 交通災害共済事業については、国分市を除く6町は鹿児島県町村交通災害共済組合及び構成団体と協議を行い、合併の日の前日に組合から脱退し、現在の国分市方式に合わせ新市直轄事業として実施する。 2 共済掛け金の額は、500円に統一し、給付内容については合併までに調整する。 3 国分市の小、中学生、高齢者に対する免除制度は、合併時に一旦廃止し、その後新市において健全な事業運営のあり方を含め検討する。

各市町の現況（交通災害共済制度）				
項 目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
方 式	町村会交通災害共済組合へ加入 鹿児島県町村交通災害共済組合霧島支	町村会交通災害共済組合へ加入 鹿児島県町村交通災害共済組合隼人支	町村会交通災害共済組合へ加入 鹿児島県町村交通災害共済組合福山支	1 交通災害共済事業については、国分市を除く6町は鹿児島県町村交通災害共済組合及び構成団体と協議を行い、合併の日の前日に組合から脱退し、現在の国分市方式に合わせ新市直轄事業として実施する。 2 共済掛け金の額は、500円に統一し、給付内容については合併までに調整する。 3 国分市の小、中学生、高齢者に対する免除制度は、合併時に一旦廃止し、その後新市において健全な事業運営のあり方を含め検討する。
目 的	交通事故により被害を受けた者、またはその遺族の救済	交通事故により被害を受けた者、またはその遺族の救済	交通事故により被害を受けた者、またはその遺族の救済	
加 入 資 格	町内に住民登録、または外国人登録している者	町内に住民登録、または外国人登録している者	町内に住民登録、または外国人登録している者	
共 済 期 間	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日	
共済会費（掛け金）	年：500円	年：500円	年：500円	
免 除 等	該当なし	該当なし	該当なし	
見 舞 金	死亡－1,000,000円 治療実日数180日以上－180,000円 150日以上180日未満－135,000円 120日以上150日未満－115,000円 90日以上120日未満－95,000円 60日以上90日未満－75,000円 30日以上60日未満－55,000円 15日以上30日未満－35,000円 7日以上15日未満－25,000円	死亡－1,000,000円 治療実日数180日以上－180,000円 150日以上180日未満－135,000円 120日以上150日未満－115,000円 90日以上120日未満－95,000円 60日以上90日未満－75,000円 30日以上60日未満－55,000円 15日以上30日未満－35,000円 7日以上15日未満－25,000円	死亡－1,000,000円 治療実日数180日以上－180,000円 150日以上180日未満－135,000円 120日以上150日未満－115,000円 90日以上120日未満－95,000円 60日以上90日未満－75,000円 30日以上60日未満－55,000円 15日以上30日未満－35,000円 7日以上15日未満－25,000円	
請 求 期 間	事故の発生した時から2年	事故の発生した時から2年	事故の発生した時から2年	
審 査 会	上記組合にて審査業務を行う	上記組合にて審査業務を行う	上記組合にて審査業務を行う	
加 入 者 数	3,871	13,254	3,374	
加入率（加入者数÷人口）	65.90%	35.99%	45.68%	
収入（会費、掛け金）	1,935,500	6,627,000	1,687,000	
支出（見舞金）	1,345,000	7,765,000	3,360,000	
見舞金支払い件数	21	94	26	
一般会計支出額	0	0	0	
基金取崩し額	0	0	0	

※加入者数、加入率は平成14年4月1日現在である。

※収入、支出、見舞金支払い件数、一般会計支出額、基金取崩し額は、平成14年度決算額による。

先進事例

・川薩地区法定合併協議会（鹿児島県）

鹿児島県町村交通災害共済組合については、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併の日の前日に組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

・宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会（愛媛県）

交通災害共済事務については、合併時に統一する。

・西条市・東予市・小松町・丹原町合併協議会（愛媛県）

愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の日の前日を持って脱退し、新市において合併の日に加入するものとする。

・北魚沼7か町村合併協議会（新潟県）

- 1 加入申込書の作成は、1月1日を基準日とし小出町の例による。
- 2 加入申込書配布、会費徴収は嘱託員に依頼し、報酬は直接支払う。

交通災害共済免除制度試算表

表A（単位：円）

	小、中学生	掛け金額	免除額
溝辺町	910	365	332,150
横川町	381	365	139,065
牧園町	835	365	304,775
霧島町	595	365	217,175
隼人町	3,832	365	1,398,680
福山町	798	365	291,270
合 計	7,351	365	2,683,115

表B（単位：円）

	小、中学生	掛け金額	免除額
国分市	5,909	500	2,954,500
溝辺町	910	500	455,000
横川町	381	500	190,500
牧園町	835	500	417,500
霧島町	595	500	297,500
隼人町	3,832	500	1,916,000
福山町	798	500	399,000
合 計	7,351	500	6,630,000

※国分市が現在、小、中学生の会費（掛け金）を免除し、免除相当額を一般会計から特別会計へ繰り入れている。他の6町で同様の措置をとった場合、いくら必要か試算をした。（表A）

※表Aの児童、生徒数で新市で500円の掛け金を免除した場合、一般会計予算でいくら必要か試算した。（表B）

※各数値は平成14年4月1日現在とした。

交通災害共済事業 年次比較表

			平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
加入者(人)			32,470	32,784	32,322	31,894	30,828	26,486
内 訳 (人)	一般加入者		21,241	21,269	20,660	19,977	18,649	13,963
	免除者	小中学生	5,866	5,904	5,866	5,893	5,909	6,008
		70歳以上	5,363	5,611	5,796	6,024	6,270	6,515
		合計	11,229	11,515	11,662	11,917	12,179	12,523
収 入 (円)	共済会費収入		7,752,965	7,511,335	7,281,385	6,824,405	4,989,550	4,886,985
	一般会計繰入金		2,141,090	2,154,960	2,141,090	2,150,945	2,156,785	2,192,920
	その他		1,409,800	338,311	1,838,532	961,658	224,272	81,259
	合計(A)		11,303,855	10,004,606	11,261,007	9,937,008	7,370,607	7,161,164
支 出 (円)	見舞給付金		11,171,800	7,239,100	9,333,100	8,926,000	9,246,400	5,499,400
	事務費		1,203,875	1,013,010	999,695	870,231	316,596	635,287
	合計(B)		12,375,675	8,252,110	10,332,795	9,796,231	9,562,996	6,134,687
差し引き(A)-(B)			-1,071,820	1,752,496	928,212	140,777	-2,192,389	1,026,477
基金とりくずし額			1,320,000	0	0	0	2,193,000	0
基金積み立て額			182,000	90,000	85,000	33,000	83,000	80,000
見舞金内容		請求件数	119	129	131	118	120	103
		死亡	6	1	4	4	4	1

(説明)

・取り崩しについて
取り崩しの原因は、死亡請求が多いことである。

・積み立てについて
積み立ての原資は基金であり、その利子を積み立てている。

・会費収入について
会費収入が急激に落ち込んだ原因は主に、取りまとめの廃止と考えられる。

・一般会計繰入金とは？
小中学生は会費免除として
いるので、その分の会費を一般
会計から繰り入れるお金のこ
と。

・事務費(H15)について
H14より増えているのは、郵
送費を係の予算に計上したた
め。
郵送費は約320,000円だっ
た。

・事務費(H14～)について
前年度より大幅に削減され
ているのは、人件費を削減し
たため。(事務補佐員1名分)

交通災害共済見舞金の支払状況及び基金残高

年度	請求件数	支払額	積立額	基金元金	基金繰入金	基金残高
昭和43	60	1,115,000	0			0
44	94	5,045,000	0			0
45	127	5,700,000	0			0
46	112	5,840,800	0			0
47	119	3,144,040	0			0
48	111	3,306,660	0			0
49	105	2,547,920	3,500,000			3,500,000
50	76	1,735,040	2,655,000			6,155,000
51	78	4,010,800	2,222,000			8,377,000
52	104	2,258,600	2,381,000			10,758,000
53	80	3,574,250	4,633,000			15,391,000
54	127	7,791,050	2,917,000			18,308,000
55	102	4,972,140	920,000			19,228,000
56	88	5,363,960	5,549,000			24,777,000
57	125	7,900,700	4,202,000			28,979,000
58	125	7,816,100	1,946,000			30,925,000
59	133	9,813,535	1,673,000	32,598,000	2,500,000	30,098,000
60	153	8,994,600	4,732,000			34,830,000
61	162	9,890,900	1,656,000			36,486,000
62	131	11,067,900	3,119,000			39,605,000
63	148	10,513,400	2,181,000			41,786,000
平成元	124	9,121,500	0			41,786,000
2	146	12,918,240	2,765,000			44,551,000
3	150	11,184,400	1,805,000			46,356,000
4	161	10,004,400	4,568,000			50,924,000
5	154	10,804,700	2,317,000	53,241,000	1,740,000	51,501,000
6	164	13,018,800	1,836,000	53,337,000	4,536,000	48,801,000
7	139	12,134,100	1,069,000	49,870,000	3,805,000	46,065,000
8	142	11,495,200	605,000			46,670,000
9	143	8,933,500	221,000			46,891,000
10	119	11,171,800	394,000			47,285,000
11	129	7,239,100	90,000	47,375,000	1,320,000	46,055,000
12	130	9,296,100	85,000			46,140,000
13	118	8,926,000	33,000			46,173,000
14	120	9,246,400	83,000	46,256,000	2,193,000	44,063,000
15	103	5,499,400	80,000			44,143,000

その他事業【契約関係事務】の取扱いについて（協定項目25-27-⑥）

その他事業【契約関係事務】の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 契約事務については、合併までに調整する。
- 2 新市においては、入札に関する事務を統一し事務の専門化・効率化を図る。
- 3 工事等入札指名事務及び入札事務については、国分市の例により合併までに調整する。各市町に提出されている入札参加資格の取扱いについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、随時調整する。
- 4 入札参加資格の格付けの取扱いについては、当分の間、鹿児島県の格付けを準用し、その間新市で格付けを行う。

平成16年5月27日提出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴 丸 明 人

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-27-⑥その他事業	関 係 項 目	契約関係事務
調整の内容	1 契約事務については、合併までに調整する。 2 新市においては、入札に関する事務を統一し事務の専門化・効率化を図る。 3 工事等入札指名事務及び入札事務については、国分市の例により合併までに調整する。各市町に提出されている入札参加資格の取扱いについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、随時調整する。 4 入札参加資格の格付けの取扱いについては、当分の間、鹿児島県の格付けを準用し、その間新市で格付けを行う。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
契 約 関 係 事 務	【指名委員会】 第1条 国分市契約規則（昭和53年国分市規則第11号）第21条及び第24条の2 第1項の規定に基づき、建設工事について指名競争入札の入札者及び随意契約に係る見積者（以下「入札（見積）者」という。）の指名等を行うため、国分市指名競争入札者指名委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。ただし、物品調達等の契約に係るものを除く。 （1）入札（見積）者の資格（等級格付を含む。）を審査すること。 （2）入札（見積）者の指名をすること。 【委員会の構成】 第3条 委員会は、助役、総務企画部長、市民福祉部長、産業経済部長、建設部長、教育次長、工事監査監及び当該事業の主務課長をもって組織する。 2 委員会に委員長を置き、助役をこれに充てる。 【委員会の職務と運営】 第4条 委員長は会務を掌理する。 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。 第5条 委員会は、委員長が招集し、	【指名委員会】 第1条 溝辺町指名競争入札指名業者の選定事務を公正円滑に推進するため、溝辺町指名委員会（以下「委員会」）を置く。 【委員】 第2条 委員会の委員は、次に掲げる職にあるものをもって充てる。 助役、総務課長、土木課長、経済課長、水道課長、耕地課長、企画振興課長、都市計画課長とし、必要に応じ関係課長をもって充てる。 【会長】 第3条 委員会には会長を置き、会長は助役をもって充てる。 2 委員会は、会長が招集し委員会会議の議長となる。会長は、委員と親族関係にある者（親子、夫婦又は兄弟姉妹）に係る案件がある場合は、その委員を除外又は退席させて会議を開くことができる。	【指名委員会】 第1条 横川町契約規則（昭和51年横川町規則第12号）第21条の規定に基づき、建設工事等入札者指名のための資格者を推薦するため、建設工事等入札指名のための資格者推薦委員会（以下「指名委員会」という。）を設置する。 第2条 指名委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。 （1）指名競争入札に参加する者の資格を審査すること。 （2）設計価格50万円を超える指名競争入札に参加する者を選考すること。 2 前項第2号に掲げる設計価格以下の建設工事で、所属の主管課長が必要と認める場合は委員会に付議することができる。 【委員会の構成】 第3条 指名委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもってこれに充てる。 （1）助役 （2）総務課長 （3）建設課長 （4）農林課長 （5）当該工事の主管課長 （6）その他、委員長が必要と認めた者。 2 指名委員会に委員長を置き、助役をもってこれに充てる。	（指名委員会） （1）指名競争入札に参加する者の資格を審査すること。 （2）設計価格130万円を超える指名競争入札に参加するものを選考すること。 （3）設計価格130万円を超える随意契約による契約者を選考すること。 （4）公募型指名競争入札に参加する者の資格を審査すること。 （5）前項第2号及び第3号に掲げる設計価格以下の事業で所属の主管課長が必要と認める場合は、指名委員会に付議することができる。 （委員会組織） （1）助役（委員長） （2）総務課長 （3）建設課長 （4）農林課長 （5）当該事業の主管課長（ただし、他の課に業務委嘱した課長は除く。）

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
契	委員長が議長となる。 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。 3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長（委員長が不在の場合は、その職務を代理する員）の決するところによる。 4 会議を開くいとまがないとき、又はやむを得ない理由があるときは、議事について持ち回りにより審議し、決定することができる。	3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。 【会議】 第5条 委員会は、会長が招集し、委員3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。	【委員会の職務と運営】 第4条 委員長は会務を掌理する。 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 第5条 指名委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。 第4条 委員長は会務を掌理する。 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 第5条 指名委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。	
約				
関	【指名基準】 第3条 本市が発注する建設工事の指名競争入札に参加させようとする建設業者を指名する場合の基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第2項の規定により指名競争入札に参加させないこととされた者でないこと。 (2) 別表第1の建設工事の種類の欄に掲げる建設工事については、同表の建設工事の標準金額の欄に掲げる標準金額の区分に応じ、それぞれ同表の入札参加資格の格付区分の欄に掲げる格付区分（以下「格付区分」という。）に属する者であること。 (3) 災害等緊急施工を必要とするもの、地域の特殊性その他市長が必要と認めた場合においては、前2号の規定にかかわらず、すべての建設業者（資格審査に合格した者に限る。）の中から指名することができる。 (4) 指名に当たっては、次に掲げる事項を勘案すること。 ① 建設業者に関する次に掲げる事項	【指名基準】 第4条 指名競争入札に参加する者を選定する基準は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 指名業者の選定は、請負人の資本金、職員数技術員数、経営規模、工事実績等を勘案して、県が毎年定めた等級（別表第1）に準じて選定する。 (2) 指名業者の選定は、地域性を勘案して選定する。 (3) 特殊技術、特殊機械を必要とする工事及び災害その他緊急を要するものでやむを得ない場合等で、前各号により難しい場合は、この基準にかかわらず選定することができる。 (4) 指名業者の選定は、その経営規模、信用度、手持工事等により、施工能力を検討して選定する。	【指名基準】 1 指名業者の選定は、鹿児島県建設工事入札資格審査申請により知事が許可を認めたものを準用し、次の各号に定める基準によって行う。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。 2 県が行う建設工事入札資格審査及びコンサルティング業務に合格した者を準用する。 3 指名業者の選定は、地域性を勘案して選定する。 4 指名業者の選定は、施行上の特殊技術、主任技術者の技術能力及びその数並びに施行箇所を考慮して選定する。 5 前各号により難しい特別の場合は、この基準によらないで選定する。 第4条 委員長は会務を掌理する。 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 第5条 指名委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。	(選定基準) (1) 指名業者の選定は、建設工事入札参加資格審査要綱（平成10年3月31日牧園町告示第4号）による資格が別表第1に定められた当該工事の請負に付する額に対するもの及び直近上位又は直近下位の資格を有するもののうちから選定する。 ア 等級Aの請負に付する金額のランクにBの施工業者の中から選定できるものとする。 イ 等級Bの請負に付する金額のランクにCの施工業者の中から選定できるものとする。 ウ 災害復旧工事等その他の施工上特別の事由がある場合は、等級別施工金額の区分を変更することができるものとする。 (2) 指名業者の選定は、その経営状況、信用度 (3) 指名業者の選定は、施工についての技術的適性等を考慮して選定する。 (4) 指名業者の選定は、地域性を勘案して選定する。 (5) 指名業者の選定は、安全管理の状況、労働福祉の状況等勘案して選定する。 (6) 前各号によりがたい特別の場合は、この基準にかかわらず選定する。
係				
事				
務	ア 経営状況及び信用度 イ 手持工事量 ウ 当該工事に対する技術的適正 エ 安全管理の状況 オ 労働福祉の状況 カ 市税等の納付状況 キ 継続事業の指名回避			

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	
契	別表第1 建設工事の種類別及び標準金額別の入札参加資格 土木一式工事 2,300万円以上 1,000万円以上～2,300万円未満 300万円以上～1,000万円未満 300万円未満	別表第1 土木一式工事 13,000千円以上 50,000千円未満 30,000千円未満 15,000千円未満	別表 建設工事の種類別及び標準金額別の入札参加資格 土木一式工事 800万円以上 500万円以上 2,500万円未満	建設工事施工業者格付業種の等級別発注金額表（土木一式工事） A等級 請負金額 20,000千円以上 B等級 請負金額 10,000千円以上～20,000千未満 C等級 請負金額 10,000千未満 (建築一式工事)	
	建築一式工事 3,000万円以上 1,200万円以上～3,000万円未満 1,200万円未満	建築一式工事 57,000千円以上 80,000千円未満 35,000千円未満 13,000千円未満	建築一式工事 1,300万円以上 8,000万円未満 5,000万円未満	A等級 請負金額 30,000千円以上 B等級 請負金額 15,000千円以上～30,000千未満 C等級 請負金額 15,000千未満 (舗装工事)	
	舗装工事 1,000万円以上 300万円以上～1,000万円未満 300万円未満	舗装工事 制限なし 15,000千円未満 5,000千円未満	舗装工事 3,500万円未満	A等級 請負金額 3,000千円以上 B等級 請負金額 3,000千未満 C等級 請負金額 1,000千未満	
	運用基準 土木一式工事 運用基準 1,000万円まで 3,300万円未満 2,300万円未満 1,400万円未満 1,000万円未満	管工事、電気工事 制限なし 60,000千円未満 24,000千円未満			
	建築一式工事 運用基準 1,000万円まで 4,000万円未満 3,000万円未満 1,600万円まで				
	舗装工事 運用基準 500万円まで 1,000万円未満 1,400万円未満 1,000万円未満				
	建築一式工事 運用基準 1,000万円まで 4,000万円未満 3,000万円未満 1,600万円まで				
	舗装工事 運用基準 500万円まで 1,000万円未満 200万円まで				
	関	1,400万円未満 1,000万円未満 10万円まで 10万円まで			
		建築一式工事 運用基準 1,000万円まで 4,000万円未満 300万円まで 3,000万円未満 300万円まで 1,600万円まで			
舗装工事 運用基準 500万円まで 1,000万円未満 200万円まで					
1,400万円未満 10万円まで 10万円まで					
建築一式工事 運用基準 1,000万円まで 4,000万円未満 300万円まで 3,000万円未満 300万円まで 1,600万円まで					
舗装工事 運用基準 500万円まで 1,000万円未満 200万円まで					
1,400万円未満 10万円まで 10万円まで					
建築一式工事 運用基準 1,000万円まで 4,000万円未満 300万円まで 3,000万円未満 300万円まで 1,600万円まで					
舗装工事 運用基準 500万円まで 1,000万円未満 200万円まで					
務		1,400万円未満 10万円まで 10万円まで			
	建築一式工事 運用基準 1,000万円まで 4,000万円未満 300万円まで 3,000万円未満 300万円まで 1,600万円まで				
	舗装工事 運用基準 500万円まで 1,000万円未満 200万円まで				
	1,400万円未満 10万円まで 10万円まで				
	建築一式工事 運用基準 1,000万円まで 4,000万円未満 300万円まで 3,000万円未満 300万円まで 1,600万円まで				
	舗装工事 運用基準 500万円まで 1,000万円未満 200万円まで				
	1,400万円未満 10万円まで 10万円まで				
	建築一式工事 運用基準 1,000万円まで 4,000万円未満 300万円まで 3,000万円未満 300万円まで 1,600万円まで				
	舗装工事 運用基準 500万円まで 1,000万円未満 200万円まで				
	1,400万円未満 10万円まで 10万円まで				

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
契 約	【物品の購入契約】 原則、入札により契約者を決め、契約書を作成する。ただし、1件80万円までの物件の買入れは随意契約とすることができる。 1件5万円以上の物品は2以上のものから見積もりを徴する。 契約額が30万円未満のものまたは、直ちに現品の検査ができるものは契約書の作成を省略できる。（請書は必要） 公用車の購入は、規則上に明確な規定はないが、慣例として市内5以上の業者より見積もりを徴している。	【物品の購入契約】 原則、入札により契約者を決め、契約書を作成する。ただし、1件50万円までの物件の買入れは随意契約とすることができる。 1件5万円以上の物品は2以上のものから見積もりを徴する。 契約額が30万円未満のものまたは、直ちに現品の検査ができるものは契約書の作成を省略することができる。	【物品の購入契約】 原則、入札により契約者を決め、契約書を作成する。 ただし、1件50万円までの物件の買入れは随意契約とすることができる。 1件5万円以上の物品は2以上のものから見積もりを徴する。 契約額が30万円未満のものまたは、直ちに現品の検査ができるものは契約書の作成を省略できる。 公用車の購入は、3以上の町内業者より見積もりを徴している。	【物品の購入契約】 原則、入札により契約者を決め、契約書を作成する。 ただし、1件50万円までの物件の買入れは随意契約とすることができる。 1件5万円以上の物品は2以上のものから見積もりを徴する。 契約額が20万円未満のものまたは、直ちに現品の検査ができるものは契約書の作成を省略できる。
	関 係 事 務	【物品の納入】 契約担当者が必要と認める場合は、納入時に立会いを行う。	【物品の納入】 納入時には立ち会いを行う。	【物品の納入】 納入時には立会いを行い、必要なものは台帳を作成する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25-27-⑥その他事業	関 係 項 目	契約関係事務
調整の内容	1 契約事務については、合併までに調整する。 2 新市においては、入札に関する事務を統一し事務の専門化・効率化を図る。 3 工事等入札指名事務及び入札事務については、国分市の例により合併までに調整する。各市町に提出されている入札参加資格の取扱いについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、随時調整する。 4 入札参加資格の格付けの取扱いについては、当分の間、鹿児島県の格付けを準用し、その間新市で格付けを行う。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
契 約 関 係 事 務	【入札資格者推薦委員会】 霧島町契約規則第21条の規定に基づく請負工事入札者指名のための資格者を推薦するため、霧島町請負工事入札資格者推薦委員会を設置する 【委員会の構成】 委員長 助役 副委員長 総務課長 委員 企画財政課長、建設課長、経済課長及び主管課長 【委員会の職務と運営】 1 委員会は、請負工事の入札者指名推薦を行うものとする。 2 委員会は関係課において、指名願いに基づく資料を提出させ、その資料を参考にして、指名入札者を選考し、町長に上申する。 3 委員の運営及び議事の決定は、助役がそれぞれ委員の意見を尊重して行う。ただし、助役不在の場合は、総務課長がこれを行う。	【指名委員会】 第1条 隼人町契約規則(昭和62年隼人町規則第7号)第21条の規定に基づき、指名競争入札の資格者を推薦するため、隼人町指名業者競争入札資格者推薦委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 【委員会の構成】 第2条 請負工事等入札のための委員会は、次の者をもって構成する。 2 委員会は、助役、総務課長、財政課長、工事監査課長、農林課長、耕地課長、土木課長、都市計画課長、区画整理課長、建築課長、水道課長及び主管課長をもって構成する。 3 前項の委員会は、必要があると認められるときは、関係職員を出席させて意見を求めることができる。 【委員会の職務と運営】 第4条 関係課は、指名業者競争入札業者指名のため資格者の推薦を行うものとする。	【指名推薦委員会】 1 指名推薦委員会は、請負工事を発注しようとする主管課長から内申を受けた請負工事について、福山町建設工事請負業者の指名選定基準実施要綱に基づき、指名願いを受理された業者の内から、厳正かつ公平に選定し指名するものとする。 2 指名推薦委員会は、福山町建設工事請負業者の指名選定基準実施要綱に基づき、業者の指名停止等の審査を行うものとする。 3 指名推薦委員会は、その他入札参加者の選定等に必要な事項について、協議、審査を行うものとする。 【指名推薦委員会組織】 福山町財務規則(昭和54年福山町規則第3号)第21条の規定に基づき、請負工事入札者指名のため資格者を推薦するため、請負工事入札資格者推薦委員会を設置する。 1 指名推薦委員会は、助役、総務課長、企画課長、建設課長、耕地課長、経済課長及び関係主管課長等をもって組織するものとし、委員会は、必要があると認めるときは、関係職員を出席させて意見を求めることができる。	1 契約事務については、合併までに調整する。 2 新市においては、入札に関する事務を統一し事務の専門化・効率化を図る。 3 工事等入札指名事務及び入札事務については、国分市の例により合併までに調整する。各市町に提出されている入札参加資格の取扱いについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、随時調整する。 4 入札参加資格の格付けの取扱いについては、当分の間、鹿児島県の格付けを準用し、その間新市で格付けを行う。

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
契 約 関 係 事 務	4 工事費100万円未満のものについては、前3項の手続きを省略し、町長の決裁によりこれにかえることができる。 【入札参加者の指名基準】 1 請負に付する額 土木 A1,000万円以上 B500万円以上1,000万円未満 C500万円未満 D500万円未満 建築 A5,000万円以上 B1,000万円以上5,000万円未満 C1,000万円未満 D1,000万円未満 舗装 A500万円以上 B200万円以上500万円未満 C200万円未満 D200万円未満 2 経営規模 3 信用度 4 手持工事 5 地域性 6 技術能力	2 委員会は、関係課において推薦した入札業者推薦名簿を参考とし、指名入札業者を選考し、町長に上申する。 3 委員会の運営及び議事の決定は、助役がそれぞれ委員の意見を尊重して行う。ただし、助役不在の場合は、総務課長がこれを行う。 4 その目的の予定価格が130万円未満の場合は、前3項に規定する事項を省略し、町長の決裁によりこれに代えることができる。 【指名基準】 第3条 町が発注する建設工事の指名競争入札に参加させようとする有資格業者を指名する場合の基準は、次に掲げるとおりとする。 (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第2項の規定により指名競争入札に参加させないこととされた者でないこと。 (2)隼人町建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱(平成9年隼人町告示第5号)に基づく指名停止を受けていない者 (3)資格審査要綱別表の左欄に掲げる建設工事については、同表の中欄に掲げる標準金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる入札参加資格の格付区分(以下「格付区分」という。)に属する者であること。 (4)前号の有資格業者の数が少数である場合その他必要がある場合その他必要がある場合は、当該等級区分ごとに定める標準金額に対応する等級の直近上位又は直近下位の等級に属する有資格業者から指名することができる。 (5)緊急を要する災害復旧工事、その他施工上特別な事由がある建設工事については、前2号の規定にかかわらずすべての有資格業者の中から指名することができる。 (6)指名にあたっては、次に掲げる事項を勘案すること。 ア 建設業者に関する次に掲げる事項 (ア) 経営状況 (イ) 信用度	【指名基準】 指名推薦委員会は、次の事項を考慮して指名業者を選定する。 (1)当該工事の請負に付する額に対応する者及びその直近下位または直近上位の資格を有する者。 (2)鹿児島県建設業者経営事項等審査結果等を参考にし、その経営状況、信用度、手持ち工事等により、施行能力を検討。 (3)地域性を勘案する。 (4)施行上の特殊技術、主任技術者の技術能力及びその数、施行箇所数、並びに町税の納税状況を考慮する。 (5)工事を数工区に分割し同日入札を執行する場合の指名については、条件付指名の旨の条件を附して、指名通知ができるものとする。 (6)前各号によりがたい特別の場合、その他町長が必要と認めた場合に おいては、この基準にかかわらず選定する。	

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
契 約 関 係 事 務	【指名業者数】 (1) 予定価格が500万円未満の場合 4人以上6人以内 (2) 予定価格が500万円以上3,000万円未満の場合 4人以上8人以内 (3) 予定価格が3,000万円以上1億円未満の場合 6人以上10人以内 (4) 予定価格が1億円以上の場合 10人以上14人以内 (5) 契約に係る事業が高度又は特殊な技術 を必要とする場合若しくはその事業が大 型で建設共同企業体に発注するとき、又 は中小企業者の保護育成に資するため、 特に地域性が考慮される必要がある事業 は、従来の指名数を基準にして、その都 度適切な数を定めるものとする。	(ウ) 手持工事量 (エ) 施工についての技術的適性 (オ) 安全管理の状況 (カ) 労働福祉の状況 (キ) 指名回数等の機会均等 【指名業者数】 指名する業者数は、次の数を勘案する。 (1) 土木、その他工事 イ 標準金額が2千万円以上の工事 10業者以上 ロ 標準金額が2千万円未満1千万円以上 の工事 8業者以上 ハ 標準金額が1千万円未満5百万円以上 の工事 7業者以上 ニ 標準金額が5百万円未満の工事 5業者以上 (2) 建築工事 イ 標準金額が5千万円以上の工事 10業者以上 ロ 標準金額が5千万円未満2千万円以上 の工事 8業者以上 ハ 標準金額が2千万円未満7百万円以上 の工事 7業者 ニ 標準金額が7百万円未満の工事 5業者以上 (3) 舗装工事 イ 標準金額が1千万円以上の工事 10業者以上 ロ 標準金額が1千円未満5百万円以上の 工事 8業者以上 ハ 標準金額が5百万円未満の工事 7業者以上	【指名業者数】 指名推薦委員会において指名する指名競 争入札建設業者数は、次のとおのとし る。 (1) 施行金額が30,000千円未満の場合 5社以上 (2) 施行金額が30,000千円以上50,000千 円未満の場合 7社以上 (3) 施行金額が50,000千円以上1億円未 満の場合 8社以上 (4) 施行金額が1億円以上の場合 10社以上 (5) 建設業者をできる限り多く指名する ことは差し支えないこと	

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
契 約 関 係 事 務		建設工事の種類別及び標準金額別の入札参加資格 建設工事の種類 土木工事一式 2,000万円以上 A級 1,000万円以上2,000万円未満 B級 500万円以上1,000万円未満 C級 500万円未満 D級 建築工事一式 5,000万円以上 A級 2,000万円以上5,000万円未満 B級 700万円以上2,000万円未満 C級 700万円未満 D級 舗装工事一式 1,000万円以上 A級 500万円以上1,000万円未満 B級 500万円未満 C級		

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
契 約 関 係 事 務	【物品の購入契約】 原則入札により契約者を決め契約書を作成する。 ただし、1件40万円以下の物件の買い入れは随意契約ができる。 1件10万円以上の物品は2以上のものから見積もりを徴する。 契約額が20万円未満のものまたは、直ちに現品の検査ができるものは契約書の作成を省略できる。 【物品の納入】 納入時は立会いを行い、検収調書、必要なものは台帳を作成する	【物品の購入契約】 原則、入札により契約者を決め、契約書を作成する。 ただし、1件80万円までの物件の買い入れは随意契約とすることができる。 1件80万円以下の物品は2以上のものから見積もりを徴する。 【物品の納入】 納入時には立会いを行い、検収調書、必要なものは台帳を作成する。	【物品の購入契約】（財務規則・契約規則による） 原則、入札により契約者を決め、契約書を作成する。 ただし、1件40万円までの物件の買い入れは随意契約とすることができる。 1件3万円以上の物品は2以上のものから見積もりを徴する。 契約額が10万円未満のものまたは、直ちに現品の検査ができるものは契約書の作成を省略できる。 【物品の納入】（財務規則による） 納入時には立会いを行い、物品購入調書により引継ぎを受け確認する。 【印刷物の入札】 各課より依頼があったら、金曜日に5業者による見積もり入札を行う。納品時には検収する	

その他事業【契約事務関係】先進事例

重信町川内町合併協議会（平成16年4月1日目標 新設合併）（愛媛県）

入札制度の取扱いに関すること

- （1） 新市においては、入札に関する窓口を統合し事務の専門化・効率化を図る。
- （2） 入札に関する情報については、透明性等の向上を図る観点から、積極的に公開する。

川薩地区法定合併協議会（鹿児島県）

工事等入札指名事務及び入札事務は、川内市の例を基本に調整する。ただし、入札参加資格の取扱いについては、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

八戸地域合併協議会（青森県）

八戸市の例により、合併時に統合する。

ただし、前金払は、請負金額が500万円以上で、かつ工期期間が90日以上 of 契約を対象とし、前払率は建設工事については請負金額の10分の4以内、工事に関する設計・調査・測量では10分の3以内で行うことができるものとする。

補助金、交付金等の取扱いについて（協定項目 1 8）

補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

補助金、交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に勘案し、各市町で進めてきた補助金の見直しの視点をふまえつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から新市においても引き続き、そのあり方の検討を行う。当面次のように取り扱う。

- 1 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て制度の統一化に向けて調整する。
- 2 各市町独自の補助金等については、従来の実情等を考慮し、補助金の目的を明確化し、新市全域の均衡を保つよう調整する。
- 3 整理・統合できる補助金等については、統合、廃止できるよう調整する。

平成 1 6 年 5 月 2 7 日提出

始良中央地区合併協議会

会 長 鶴 丸 明 人

始良中央地区合併協議会 構成市町 補助金・交付金(各種団体等)の現況

参考資料(各市町19節補助金等の抜粋)

○平成16年度予算額

(単位:千円)

協議事項		18 補助金、交付金等の取扱いについて	各 市 町 の 現 況						
			国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
総務	交通安全	交通安全母の会	450	70	10			103	
		交通安全協会	145		462	310		24	
		交通安全協会立看板設置						122	
		交通安全市・町民運動推進協議会	135						180
		無事故・無違反チャレンジ				1,000			
	防犯	防犯灯設置			100	450			
		防犯組合連絡協議会	1,100				30	903	74
	消防	罹災者応急対策援助				360			
		消防後援会(消防団補助含む)	540	100	855			482	356
		地域防災普及啓発	540						
		婦人防火クラブ						90	
		幼少年防火クラブ						60	
		役場自衛消防隊運営		300					
		宮内溝防火用水管理補助事業						238	
		松永溝防火用水管理補助事業						238	
	公民会	公民会連絡協議会		500		58		642	410
		自治公民館活動・運営事業	2,611	2,385	2,700	2,814	1,005		10,900
		地区公民館集会施設・設備整備	12,500	700		880			
		地区スポーツ振興施設等整備	3,500						876
		地域(住民が行う)まちづくり支援事業	1,400				3,200		
		自治公民館放送機			50				
		有線放送施設整備	6,000	60			200	8,480	
	人事・職員	職員互助会	3,029	500	769	92	200		703
		職員労働安全委員会				1,350			
		人間ドック等検診	1,435	590	500		732	1,003	460
		退職者年金連盟							
		職員の自己研修・人材育成	670			54	500		
		自家用自動車に対する損害賠償保険		550					
		制服助成	129						
	その他	特攻基地記念碑保存委員会	90	60					
		軍人恩給同士会	90						
		市民と自衛隊のつどい実行委員会	450						
		横川町長杯クラブコンペ協賛金			59				
	計		34,814	5,815	5,505	7,368	5,867	12,385	13,959
企画	国際交流	国際交流協会	3,150		115			1,026	
		国際交流員住宅使用料一部		138					
	地域づくり	南のふるさとづくり推進協議会			38				30
		ふるさと定住促進			700				
	振興計画	地域振興計画策定事業運営					3,200		
	企業誘致	企業連絡協議会			154				
	交通	路線バス維持	302		9,580			8,000	
		コミュニティバス							
		航空機騒音対策空調機器稼働		2,400					
		航空機騒音対策空調機設置補助		1,714				1,977	
		航空機騒音地区テレビ受信料		991				538	
	新エネルギー	住宅用太陽光発電システム設置	5,400						
	その他	CATV使用							
	計		8,852	5,243	10,587		3,200	11,541	30

始良中央地区合併協議会 構成市町 補助金・交付金(各種団体等)の現況

参考資料(各市町19節補助金等の抜粋)

○平成16年度予算額

(単位:千円)

協議事項		各 市 町 の 現 況							
		18 補助金、交付金等の取扱いについて	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
財 政	公社等	しみん学習支援公社	14,700						
		計	14,700						
住 民	自衛隊	自衛隊協力会・父兄会	135		38			25	20
	健康	病院群輪番制病院運営	7,870	1,273				5,496	1,122
		健康増進協議会	5,063						
		歯科救急口腔保健センター運営	270	43					38
		食品衛生協会	180						28
		特定不妊治療費	1,500						
		健康運動普及推進員会活動						76	
		食生活改善推進員会活動		110	355	200	40	542	190
		結核・成人病予防婦人会活動						101	
		乳幼児医療費助成事業				2,329			2,700
	環境保全	合併浄化槽設置	65,064	29,853	7,644	14,964	15,873	57,414	12,675
		家庭ごみ減量化対策施設・機器購入	1,300	870	135			575	
		低公害車購入	1,000						
		分別収集推進・資源ごみ回収活動	4,500	2,115				8,500	
		衛生普及会ゴミ減量化対策			50				
		環境保全協会運営					1,032	608	
		衛生協会運営		300					
		ごみ置き場(ステーション)設置	2,500	1,505	135				
		共同墓地環境整備事業	2,000						
		簡易給水施設水質検査	126						
		簡易給水施設等整備事業	2,000						
	国保	人間ドック等検診	3,260	2,195	3,600	1,892	1,592	3,347	2,350
		保養施設利用交付金			2,500				
		一般検診				2,432	1,197		
		いきいき健康づくり地域活動					472		
		いきいき健康づくり特産品販売所運営補助					1,050		
		健康づくり推進員組織化事業							200
		地域健康増進事業						960	
		レクリエーション協会運営						30	
		健康づくりはだしのナイター運動会						100	
		低所得者利用者負担対策事業				695			
		計	96,768	38,264	14,457	22,512	21,256	77,774	19,323
	社会福祉	民生委員協議会	10,695	3,898	3,236	7,232	3,192	7,560	2,712
		社会福祉協議会	14,453	23,272	11,154	15,000	11,423	(11,265)	8,400
		保護司会活動	270	150	115	252	130	297	66
		遺族会連合会	108		68		54		54
		傷痍軍人会	54		35		15		20
		ボランティアコーディネーター事業						3,420	
		ふれあいのまちづくり事業						1,615	
		福祉活動専門員設置事業						3,230	
		子育て支援事業						3,000	
		ボランティアセンター運営費	900						
		虹の家療育センター運営費		138				246	
		精神障害者ホームヘルプ事業			845		251	1,556	
		精神障害者ショートステイ事業			87		110		
		戦没者追悼式運営		114	103		72		92
		社会福祉大会運営			171	149	100		
		地域福祉推進事業				264			
		福祉スポーツ大会	270						

始良中央地区合併協議会 構成市町 補助金・交付金(各種団体等)の現況

参考資料(各市町19節補助金等の抜粋)

○平成16年度予算額

(単位:千円)

協議事項		18 補助金、交付金等の取扱いについて	各 市 町 の 現 況						
			国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
福祉	児童福祉	放課後児童クラブ	14,167			2,366	3,549	7,668	
		保育所地域活動事業	3,319		448		2,000	500	1,735
		障害児保育対策事業	6,345		4,218			3,559	
		延長保育促進事業	15,275			1,212		11,993	
		一時保育事業	2,057					810	
		かごしますこやか保育促進事業	454						
		子育て支援等事業						3,000	1,452
		乳幼児健康支援一時預かり事業						3,747	
		母親クラブ活動育成		378					
		家庭支援推進保育事業						4,969	
		保育協議会運営					20	90	
	母子福祉	母子寡婦福祉協議会	72		154	90	54	180	101
	障害者福祉	身体障害者福祉協議会運営	270	120	139	200	108	385	181
		手をつなぐ育成会	72	50	77	90	74	77	47
		知的障害者通所作業所	2,772						
		自動車改造助成	500						
		精神障害者居宅生活支援事業		355					
		障害児通園事業			3,696				
		精神障害者小規模作業所	448						
	人権擁護	人権擁護推進						1,332	
	高齢者福祉	老人クラブ(長寿会)	4,163	2,647	972	1,881	1,201	3,508	1,250
		ゲートボール場借り上げ						50	
		長寿会健康づくり事業						300	
		高齢者等住宅改造・改修支援	5,000		84	1,622	20		
		住宅改修費の申請書に添付する理由書作成のための費用	60						
		家族介護ヘルパー受講支援事業			102				
		介護保険利用者負担対策事業						120	
		家族介護者交流事業			112				
		シルバー人材センター	11,600	14,000	10,982	10,531	2,885	14,751	2,164
	計		93,324	45,122	36,798	40,889	25,258	77,963	18,274
農業委員会 協議会 後継者・就農 中山間 グループ・クラブ	農業委員会	農業者年金受給者会	36					63	32
		農地流動化地域総合推進事業				1,000			
		農業者年金事業連絡協議会活動		45					
	協議会	農業機能集団連絡協議会活動						99	
		農政推進協議会		2,700					
		地産地消推進協議会						356	
	後継者・就農	農業後継者研修						67	
		国際化対応実践農家育成海外研修	300						
		農業後継者等育成就農支援資金助成事業			540				
		高齢者就農支援対策			450				
	中山間	中山間地域等直接支払交付金	10,800	1,196	19,111	19,622			8,433
		活力ある中山間地域基盤施設整備事業	3,710	4,500					
	グループ・クラブ	生活研究・改善グループ連絡協議会	90		76	45	42	80	33
		農業経営者クラブ・自営青年クラブ等						80	54
		自立農クラブ育成	40						
		自立経営農林業振興会			200				
		隼人町コスモスクラブ活動						25	
		R-50パイロット会						20	
		担い手農家運営					30		
		高原クラブ					42		

始良中央地区合併協議会 構成市町 補助金・交付金(各種団体等)の現況

参考資料(各市町19節補助金等の抜粋)

○平成16年度予算額

(単位:千円)

協議事項		18 補助金、交付金等の取扱いについて	各 市 町 の 現 況						
			国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
		デーリークラブ運営事業					15		
		新農村振興運動重点地区			205				
認定農業者		認定農業者支援対策事業			4,612				
		認定農業者農地集積支援事業	768	4,600					
		認定農家先進地研修							
技術員		農林技術員連絡協議会	100					69	142
		農業機械士会			61				
		農業経営女性の会(豊農母の会)運営							40
利子・償還補給		農業振興資金利子補給事業		450		56		157	55
		農業近代化資金利子補給事業	639	1,971	245	2,600		1,140	388
		農業経営基盤強化資金利子補給事業		404		131		324	
		就農支援資金償還助成事業				100			
		制度資金利子補給					505		
有害鳥獣駆除		有害鳥獣駆除・捕獲	665		166			148	162
		野猿等総合防除対策事業		315					
		猟友会運営(有害鳥獣駆除助成含む)			96		94	36	365
農業振興		観光農業振興会	45						
		農業振興事業(農業祭)			585			550	
農業機械		農業機械銀行育成	270			122			
農政その他		牧園町霧島山麓農業創生会活動事業				270			
		農林業研修			660				
		環境にやさしい農業推進						700	
		農業用廃プラスチック処理							
		降灰地域飼料作物確保対策事業		31,521			17,890	22,500	
		所得補償交付金					6,225		
水田		水田農業経営確立推進活動					400		200
		良質米生産振興会	50						
		農林技術連絡会(転作指導推進)	300						
		水稻病防除		80		135			
		転作奨励金							
		水田農業生産条件整備事業(転作条件整備型)							
		野菜価格安定対策事業	1,500		400		100	400	720
		指定産地夏秋胡瓜出荷協議会			162				
		おいしい野菜作り推進(牛糞・豚糞)						320	
		野菜推進協議会運営							47
花き		花き同好会・振興会					20		
園芸		かごしま園芸タウン条件整備事業	1,386						
		施設園芸振興会							
		園芸振興会	150				47	40	73
茶		茶業振興会・銘茶研究会育成	90		42	360	47	40	
		サンライズかごしま茶経営確率支援事業	6,000	4,050					
		サンライズかごしま茶産地総合整備事業		22,853					
		茶品評会出品対策		1,930					
たばこ		葉たばこ生産振興会	70			135	47	40	
		たばこ黄斑えそ病防除対策事業		200	40			45	
里芋		石川里芋原種生産対策			100				
		生姜部会活動						40	
しいたけ		椎茸振興会						380	
果樹・園芸		降灰地域果樹安定対策		31,941					
		果樹部会活動・園芸振興協議会			132			40	304

始良中央地区合併協議会 構成市町 補助金・交付金(各種団体等)の現況

参考資料(各市町19節補助金等の抜粋)

○平成16年度予算額

(単位:千円)

協議事項		18 補助金、交付金等の取扱いについて	各 市 町 の 現 況						
			国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
農 林 業	米麦	米麦部会活動						40	
	みかん	みかんモノレール補修事業							47
	スイートコーン	スイートコーン作付推進対策						44	
	たまねぎ	たまねぎ作付け推進対策						66	
	レイシ	レイシハウス内トンネル資材						167	
	畜産振興	畜産共進会	485			837	620		856
		畜産振興会	117					380	237
		畜産グループ連絡協議会運営							190
		畜産高齢飼育者子牛出荷助成							500
		畜産衛生協議会						36	
		畜産振興基金事業				800			
		耕畜連携・資源循環総合対策事業		84,000					
		畜産環境整備施設改善事業		6,011	5,502				
		家畜商組合	27				15		
	利子補給	大家畜経営利子補給事業				14		39	
	グループ・クラブ	老いどもきばんそや会運営							109
	優良種等導入	優良種畜(肉用牛含む)導入保留事業	1,500	3,090	900		500	298	
		優良牛ブランド保留奨励事業		1,290					
		乳用牛精液導入事業	150						
		優良種豚導入事業	80						
	肉用牛	肉用牛振興支援対策協議会					20		
		肉用牛簡易牛舎施設整備事業	350						
		肉用牛生産振興会	72			1,332		67	
		肉用牛低コスト生産組合		1,245					
		肉用牛生産組合共同作業班運営					25		
		肉用牛異常産防止事業							300
		肉用牛多頭飼育者部会運営							28
		和牛少年隊活動助成事業							142
		和牛改良委員会運営					40		57
	酪農	酪農ヘルパー	188						
		酪農振興会・専門部会活動	18					34	
	BSE	BSEに係る特別緊急対策事業						33	
	牛一般	福山黒牛ブランド保留奨励事業							600
		子牛共同出荷			1,400				
		肥育牛部会活動					25	34	
		受胎率向上助成事業				75			
		新技術導入除角			990				
		活動火山防災営農対策事業(畜産)			45,300				
	施設	堆肥舎等施設整備事業	5,000		1,350	1,200		2,500	
		家畜排泄物処理高度化施設整備事業					900		
	豚	養豚部会活動					40	32	
	協議会	林業振興協議会運営			500				
	少年団	緑の少年団活動	36	50	39				
	間伐	間伐促進緊急対策事業	630	900	2,500		540	2,655	540
		集団間伐推進員活動	907					854	
		間伐調査員間伐推進活動					140		123
		町単間伐促進緊急対策		3,322				216	
		間伐材で山作り事業					560	560	
		緊急間伐実施事業			474				
		県単緊急間伐実施事業	1,938	1,083	750		948		1,494

始良中央地区合併協議会 構成市町 補助金・交付金(各種団体等)の現況

参考資料(各市町19節補助金等の抜粋)

○平成16年度予算額

(単位:千円)

協議事項		18 補助金、交付金等の取扱いについて	各 市 町 の 現 況					
			国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町
林業	林業就労	林業技術者育成確保対策事業						
		林業就労改善推進事業	344					489
		林業労働力確保対策事業		875				
		林業技術者集団育成確保事業・若手林業技術者技能習得養成	344		925	1,132	311	
		緑の雇用担い手育成対策事業						192
	森林整備	森林整備地域活動支援交付金事業	17,500	8,500	12,000		8,100	6,950
		森林整備事業作業路開設	2,880		2,605	884		912
		森林整備事業簡易作業路開設	512					
		森林(造林)整備事業	3,914					1,989
	林業その他	イノシシ等被害防止事業・捕獲事業	263		999	1,603	334	105
		林業退職金共済事業			397			
		ハンター保険促進事業					40	
		監視人共済・活動(退職積立含)	185					
	改良区	十三塚原土地改良区育成運営		3,987				1,766
		十三塚原地区営畑総事業地元負担対策		36,604				
		十三塚原地区畑総償還負担金						19,714
		宮内原土地改良区運営						592
		宮内原用水路維持管理負担金						800
		小田西営農飲雑用水組合維持管理						100
		竹子土地改良区運営		3,701				
		竹子地区営畑総事業地元負担対策		9,086				
		土地改良区運営						2,500
		特殊農地保全事業償還負担金						16,174
		市成吉沢新田土地改良区運営						805
	農地整備	単独農業用施設維持管理事業		2,767		1,500		
		土地改良施設維持管理適正化事業	3,010					3,600
	計		67,459	275,267	104,514	33,953	38,662	72,235
商工水産	商工	商工会議所運営	17,481	4,105	3,610	2,700	2,500	5,770
		商工業診断事業						90
		中小企業対策利子補給	8,000					
		商工業者事業資金利子補給事業		1,000	200		1,500	300
		商工会春市・秋市			810			
		店舗改装利子補給事業						300
		特産品協会	1,000					500
		こくぶ産業フェア	11,400					
		広域スタンプラリー実行委員会	1,188					
		街並み整備・街なみづくり事業	500			1,800		
	水産	豊かな海づくりパイロット事業	153					153
		イカ産卵魚礁設置事業	215					200
		ヒラメ放流事業	30					100
		イカシバ投入事業						300
		なぎさの少年隊活動助成						73
		魚類繁殖保護事業	245					
		天降川漁協運営			150	400		
		錦江漁協青壮年部活動						62
		観光協会	2,770			13,500	5,200	7,866
		民芸保存会活動						4,000
		温泉旅館組合協会運営				1,643		1,645
		国分夏まつり	13,000					
		国分市納涼花火大会	5,000					

始良中央地区合併協議会 構成市町 補助金・交付金(各種団体等)の現況

参考資料(各市町19節補助金等の抜粋)

○平成16年度予算額

(単位:千円)

協議事項		18 補助金、交付金等の取扱いについて	各 市 町 の 現 況						
			国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
観 光	観 光	隼人町鮎まつり実行委員会運営						1,089	
		ほげ祭奉賛会					800		
		霧島山麓ゴルフ大会					100		
		国際交流フェスティバル					450		
		夏祭り等イベント事業等運営			450				80
		和気公園藤まつり事業				1,500			
		南日本カップアマチュアゴルフ大会			800				
		南日本アンダーハンディーゴルフ選手権大会				200			
		スポーツ団体歓迎行事実行委員会	2,000						
	計		62,982	5,105	6,020	21,743	10,550	21,985	3,318
建 設	建築・住宅・都市計画	網掛川愛護活動		115					
		空港南タウン駐車場管理事務		87					
		自動車管理組合(各団地自動車管理組合)					249		
		隼人駅東地区まちづくり協議会						200	
		がけ地近接等危険住宅移転事業	15,720			46			
	計		15,720	202		46	249	200	
学 校 教 育	協議会・研究会	生活指導研究協議会	82					29	38
		校外生活指導連絡協議会	177	17	54	30	20	86	45
		パソコン教育研究会運営							152
		教育研究会				130			
		教育振興			386	750			
		同和教育研究協議会	50	56	104		50	180	69
	部会	養護教諭部会運営		55				25	
		教科領域部会運営					200		38
		学校保健会	371	100	90		160	120	60
	委員会	就学指導委員会運営						240	115
		郷土教材開発委員会運営							13
		小・中・高間連携学力向上委員会運営							22
	研修会	教頭・校長研修		110					83
		全日本中学校校長会研究協議会島根大会参加							
		教職員・事務職員等研修会		110	238		200	355	27
	指導	特殊学級学習指導		17					
		生徒指導活動事業					50		
	その他事業補助	総合的学習事業		1,494					363
		誌文集運営							44
		小・中運動会・体育大会		337					
	小学校	遠距離児童通学費	436	465				514	120
		特認校通学費						455	
		小中合同音楽会	200						
		集団宿泊学習事業・自然教室事業	735		200				
		全国・九州校長教頭研修会	60	60					
		体育連盟					100		
		山村留学里親制度(中津川小山村留学実行委員会)				960	3,600		
		体験学習(小学校)						288	
		小学校陸上・水泳記録会	340						
		総合学習研究会活動			601				356
		小学校学習指導法改善研究会活動							73
		野と渚の夢づくり事業							73
		運動会運営			150				
		小学校体育連盟運営							80

始良中央地区合併協議会 構成市町 補助金・交付金(各種団体等)の現況

参考資料(各市町19節補助金等の抜粋)

○平成16年度予算額

(単位:千円)

協議事項		18 補助金、交付金等の取扱いについて	各 市 町 の 現 況						
			国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
中学校	遠距離生徒通学費	706		762	13,101		784	302	
	体験学習(中学校)						152		
	中学校各種体育競技会参加	2,150		683			914	329	
	音楽コンクール	840							
	集団宿泊学習事業	630		150					
	全国・九州校長教頭研修会	60						28	
	部活動・課外活動		999		1,200			291	
	中学校生徒活動					766			
	中学生海外研修派遣(高校生含む)			1,500		2,474			
	中学校体育大会運営			76					
	野と渚の夢づくり事業							73	
	総合学習研究会活動			256					
	山坂達者事業							37	
	高校	全九州高等学校水泳競技会							
		市立高校大会参加	1,150						
		中央高校教職員互助会	895						
		高校生父母の会		80			70		
		牧園高等学校振興対策協議会				1,000			
	幼稚園	私立幼稚園研修会	420					200	
		子育て支援事業	1,500						
		幼稚園就園奨励費	77,263			471		38,476	
	計		88,065	3,900	5,250	17,642	7,690	42,818	2,831
学校給食	給食研究協議会						39		
	学校給食パン輸送等業務	1,000							
	〇ー157保存食対応事業	152							
	計	1,152					39		
社会	協議会・研究会	女性団体(婦人会含む)連絡協議会	387			234	500	349	80
		PTA連絡協議会	540	150	313	328	140	110	87
		青年団連絡協議会	90	190	205		180	73	51
		人権・同和教育研究協議会						52	
		ふるさとおこし町民運動推進会議運営							264
		道義高揚運動推進協議会	14,000						
	青少年育成	青少年健全育成町民会議運営			274	2,157		416	292
		青少年問題協議会活動						300	
		青少年の未来を拓く市民の集い	180						
		地域青少年育成モデル事業						486	
	こども育成	こども会育成連絡協議会	389	61	148	96	49	110	43
		こども会育成モデル事業活動						300	
		こども劇場実行委員会			188				
		ボーイスカウト育成						16	
	公民館活動	地区公民館講座等開設	270						
		地区館長主事連絡協議会運営							279
		公民館活動					1,005		860
	社会教育その他	生活学校	90	50				16	
		社会教育遠征費		1,000					
		史談会			51				
		お話グループ活動			25				
		山々野ウォーキング実行委員会			400				
		高齢者大学研修助成事業							202
		家庭教育学級運営			180				305

始良中央地区合併協議会 構成市町 補助金・交付金(各種団体等)の現況

参考資料(各市町19節補助金等の抜粋)

○平成16年度予算額

(単位:千円)

協議事項		18 補助金、交付金等の取扱いについて	各 市 町 の 現 況						
			国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
教育	文化振興	文化協会運営	180	200	492	110	320	146	73
		少年少女合唱団	162						
		文化祭運営			427			76	
		音楽交流会				66			
		地区芸術祭							15
		霧島国際音楽祭・講習会							
		霧島神楽振興会運営					900		
		南風の生活文化展実行委員会運営						850	
		霧島国際音楽祭運営・交流会				6,400	1,100		
	文化財保護	文化財民族文化保存団体				198			
		文化財少年団							12
	民芸保存	たかや太鼓保存会運営		250					
		郷土芸能保存会			138				
		郡田仮名手本忠臣蔵保存会	45						
		下井道化踊り保存会	45						
		敷根琉球踊り保存会	45						
		清水田の神舞踏保存会	45						
		重久太鼓踊り保存会	90						
		府中太鼓踊り保存会	90						
		台明寺棒踊り保存会	45						
		毛梨野兵六踊り保存会	45						
		重久神事神舞保存会	45						
		郷土芸能保存団体助成事業							109
		計		16,783	1,901	2,841	9,589	4,194	3,300
社会体育	協会	体育協会	2,970	1,750	3,925	2,748	1,350	3,335	950
		レクリエーション協会運営						52	
		スポーツ少年団運営	855	100			90	288	87
		自治公民館スポーツ振興		300					
		各種体育大会参加	200	200				500	
		総合型地域スポーツクラブ運営	42	42					
		スポーツ(クラブ)活動振興事業						500	876
	各種スポーツ大会補助	市・町体育大会(生涯スポーツ祭)運営	4,500					1,305	
		グリーンエアポート完走歩大会		2,300					
		天降川リバーサイドマラソン運営						423	
		縄文の森駅伝大会	2,200						
		サマースポーツフェスタ運営						442	
		県地区対抗女子駅伝競走大会	1,500	1,500				1,500	
		ふくふくランドフェスタ実行委員会運営							2,000
		プール開放事業							216
		パークゴルフ協会運営							20
	計		12,267	6,192	3,925	2,748	1,440	8,345	4,149
合計		512,886	387,011	189,897	156,490	118,366	328,585	109,479	

○調整方針の種類

- | | | |
|------------------------|---------------|---------------|
| 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 | 4 合併までに調整する。 | 7 新市において廃止する。 |
| 2 合併時に、()の例により調整する。 | 5 新市において調整する。 | |
| 3 新市において、()の例により調整する。 | 6 合併までに廃止する。 | |

補助金、交付金の取扱い 先進地事例

東かがわ市（平成15年4月1日新設合併）

各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、合併時に廃止し、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直し、制度化を図る。

- (1) 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。
- (2) 独自の補助金等については、従来の実情等を考慮し、補助金の目的を明確化し、均衡を保つよう調整する。
- (3) 整理統合できる補助金等については、統合、廃止できるよう調整する。

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日新設合併）

補助金、交付金については、従来からの経緯、実情等に配慮し、調整するものとするが、具体的には新市において検討する。

- (1) 3市で同一或いは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- (2) 各市独自の補助金については、従来に実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。
- (3) 整理統合できる補助金については、統合するよう調整する。

香川県さぬき市（平成14年4月1日新設合併）

各町の補助金、交付金は従来からの経緯、実情等を考慮し、新市において検討するものとする。

- (1) 自治会補助金については、新市の自治会活動を充実させるよう交付水準について配慮する。
 - (2) 各町同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。
 - (3) 各町独自の補助金については、従来に実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整するものとする。
- 他の補助金に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとする。

山口県周南市（平成15年4月21日新設合併）

総括調整方針

補助金、交付金については従来からの経緯、実績等に配慮し、調整するものとする。なお、補助金については以下のとおりとする。

- (1) 2市2町で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- (2) 一方の市にある団体に対する補助金は、制度の経緯、実績を踏まえ新市において調整を図る。
- (3) 両市で同一或いは同種の事業に対する補助金は、制度の統一化に向けて調整を図る。
- (4) 一方の市でのみ実施している補助金は事業の実績を踏まえ、新市に移行後、市域全体の均衡を保つように調整を図る。

始良中央地区合併協議会の協議予定表

H 16 . 5 . 13 現在

第21回 3/25 報告 (幹事会3/18)	第22回 4/8 報告 (幹事会4/2)	第23回 4/21 報告 (幹事会4/15)	第24回 5/13 報告 (幹事会5/6)	第25回 5/27 報告 (幹事会5/20)
協議 49号 町名・字名の取扱い 14号-2 新市まちづくり計画 51号 学校教育事業の取扱い 次回協議 52号 社会教育事業の取扱い 53号 第三セクター等関係事業【第三】の取扱い 54号 その他事業【企画関係事業】の取扱い ●54号一B その他事業【企画関係】の取扱い	協議 52号 社会教育事業の取扱い 53号 第三セクター等関係事業【第三】の取扱い 54号 その他事業【企画関係事業】の取扱い 次回協議 38号 農業委員会委員の定数及び任期 55号 条例・規則等の取扱い 66号 公共的団体等の取扱い 57号 第三セクター等関係事業【開発公社】	協議 38号 農業委員会委員の定数及び任期 55号 条例・規則等の取扱い 66号 公共的団体等の取扱い 57号 第三セクター等関係事業【開発公社】 次回協議 58号 その他事業【選挙管理委員会関係事務】	協議 38号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い 58号 その他事業【選挙管理委員会関係事務】 次回協議 議会議員の定数及び任期の取扱い 事務組織及び機構の取扱い 一部事務組合等の取扱い その他事業(交通災害共済事業)の取扱い その他事業【契約関係事務】の取扱い 補助金・交付金等の取扱い	協議 議会議員の定数及び任期の取扱い 事務組織及び機構の取扱い 一部事務組合等の取扱い その他事業(交通災害共済事業)の取扱い その他事業【契約関係事務】の取扱い 補助金・交付金等の取扱い 次回協議 使用料・手数料等の取扱い コミュニティー施策の取扱い 自治会・行政連絡機構の取扱い その他事業(温泉事業)の取扱い 合併の期日
第26回 6/10 報告 (幹事会6/3)	第27回 6/24 報告 (幹事会6/17)	第28回 7/22 報告 (幹事会7/1. 7/15)	第29回 8/19 報告 (幹事会8/5. 8/26)	第30回 9/24 報告 (幹事会9/2. 9/16)
協議 使用料・手数料等の取扱い コミュニティー施策の取扱い 自治会・行政連絡機構の取扱い その他事業(温泉事業)の取扱い 合併の期日 次回協議	1 住民説明会について 2 調整方針に基づく決定事項について(報告)	< 7月の行事予定 > ○ 第28回協議会7/22 1 調整方針に基づく決定事項について(報告) 2 合併協定書について 3 合併協定調印式について 4 合併準備体制について ○ 住民説明会の実施 ※ 協議会は、7月から毎月1回 開催の予定です。	< 8月の行事予定 > ○ 第29回協議会8/19 1 調整方針に基づく決定事項について(報告) 2 住民説明会の結果について 3 廃置分合議案及び準備経費予算について 4 合併準備体制について ○ 合併協定調印式8/19(協議会終了後)(予定 場所:国分市民会館	< 9月の行事予定 > ○ 各市町廃置分合議案及び準備経費予算の 提出 ○ 第30回協議会9/24 1 調整方針に基づく決定事項について(報告)